

---

平成20年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成20年6月23日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成20年6月23日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

出席議員(16名)

1番 植 田 均君	2番 景 山 浩君
3番 杉 谷 早 苗君	4番 赤 井 廣 昇君
5番 青 砥 日出夫君	6番 細 田 元 教君
7番 石 上 良 夫君	8番 井 田 章 雄君
9番 笹 谷 浩 正君	10番 足 立 喜 義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀 尾 共 三君
13番 塚 田 勝 美君	14番 真 壁 容 子君
15番 宇田川 弘君	16番 森 岡 幹 雄君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	谷口秀人君	書記	古曳正之君
		書記	加藤潤君
		書記	田村志乃君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	藤友裕美君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	三鴨英輔君
総務課長	陶山清孝君	財政室長	伊藤真君
企画政策課長	三鴨義文君	地域振興統括専門員	仲田憲史君
税務課長	米澤睦雄君	町民生活課長	畠稔明君
教育次長	稲田豊君	病院事務部長	前田和子君
健康福祉課長	森岡重信君	保健対策専門員	櫃田明美君
建設課長	滝山克己君	上下水道課長	松原秀和君
産業課長	分倉善文君	農業委員会事務局長	加藤晃君
監査委員	須山啓己君		

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの出席議員数は 16 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、細田元教君、7 番、石上良夫君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

5番、青砥日出夫君。

○議員（5番 青砥日出夫君） おはようございます。5番、青砥でございます。初めてのトップバッターということで若干緊張しておりますが、よろしくお願ひします。

議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました事項1点につきまして質問をさせていただきますと思います。

さて、足かけ4年前になりますが、会見町と西伯町が合併し南部町が誕生いたしました。その原動力の核となったのは、まさに町長、あなただったでしょう。国が財政赤字を盾に合併を推し進める中、鳥取県でも合併論議が高まり、各市町村議会も合併調査の特別委員会などをつくり、合併に向けた話し合いが始まりました。町が分裂するような大合併だ、小さい合併だ、合併しないなどのいろいろな案があったわけですが、そういうものが交錯する中、我が会見、西伯と岸本、溝口町の4町での協議を開始したわけですが、4町での合意はできず、会見、西伯の2町合併に落ちつき南部町が誕生したわけであります。そのときの産みの苦しさを一番味わった坂本町長が初代南部町長となりました。合併に向けての粘り強い説得の姿勢、物事に真摯に向かう姿は町政を担う力強い責任感と信念を感じずにはいられなかったことを今でも思い出します。

就任されてからは持ち前のバイタリティーで精力的に町政をこなしながら、町づくりの核となる懸案でありました西伯病院の建てかえをし、町民の足となる会見、西伯を走るふれあいバスの運行がなされ、難視聴地域を解消するCATVの導入にも尽力をされました。翌年には自前によるなんぶSANチャンネルが開設されました。また、中学校の耐震、エレベーターの新設、給食センターの建てかえなど、そのほか数多くの懸案を実行されてきました。昨年には地域でできることは地域でのもと、7つの地域振興区が設立の日の目を見ました。中山間の高齢化の進む中、集落の存続も危ぶまれる部落もあり、格差が広がる一方であります。極めて細やかな行政対応するには、常に目の行き届く各地域にある振興区の役割がますます重要になってくるのではないのでしょうか。また、定住化対策においても他町にはない施策で最大の効果を発揮させられ、会見地区、原工業団地の企業誘致も他町がうらやむほどであります。それによって雇用の場が大きく広がり、貢献できたものということは、皆が認めるところでありましょう。

ともあれ、この4年間での実績は大きく評価できるものだと思っておりますが、御自分での分析はいかがでしょう。

しかし、幾ら頑張っても不慮の事故、不可抗力というのはあるもので、固定資産過誤納という

不測の事態も起きましたが、いろいろな要因が重なった末のことで、今後の行政には肥やしとなって生かされるものと思います。

以前のことで、西伯町であった時期に、平成12年、忘れもしません、10月、介護保険推進全国サミットの最中に、鳥取県西部地震という大惨事が起こりました。町長はそのときにも防災服を来て役場で陣頭指揮をとる一方、わずかな時間を割いて、病床に伏したお父さんの看病で病院に通っておられました。病院でも防災服を着たままで、不測の事態に備えるべく、ふろにも入らず見舞われている姿を見て、神も仏もないものかと本当に頭の下がる思いがしました。しかし、坂本町長はそういう窮地こそ冷静に行動し、よりよい結論を導き出し、大難は小難、小難は無難に切り抜けるというカリスマ的なところがあるように思うのは、私だけではないでしょう。それに最大の強みは、中央との太いパイプと多くの人脈を築いてこられたことです。これは町長、あなたの力強い行動力の裏づけにほかなりません。ですが、それはあなただけの財産ではなく、役場はもとより町民の財産であり、南部町全体の宝でしょう。しかしそれを使いこなせるのはあなただけなのです。

今までの南部町の基盤をつくってきた実績、評価を踏まえ、次期も町政を担ってほしいとの住民の声にどのようにこたえていくのか、意思表示の時期になったのではないのでしょうか。3月議会では多選についての質問が出ましたが、議員も町長もまだ1期目であります。誕生したばかりの南部町でございます。ましてや地域振興区は産声を上げたばかりです。よちよち歩きを始めたばかりであり、軌道に乗るまでにはもう少し時間がかかるものと思います。行政改革も振興区の充実がなされなければ挫折しかねません。議会の責任からもあえて質問させていただきます。

町長、来年10月には町長、町議会……（「ことしだ」と呼ぶ者あり）町長、ことし10月には町長、町議会議員の同時選挙が行われます。いろいろな批判や意見はたくさんありますが、真摯に受けとめながら、バランスのよい南部町、住みよい南部町をつくっていただくために、町づくりのリーダーとして再び決断をして、強い意思で引き続き町政を担っていただく気持ちがおありかどうか伺います。

それではこの場からの質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 青砥議員の御質問にお答えをしまいたします。

今後の町政運営について引き続き町政を担う意思があるかないかということでございます。

平成16年10月1日、西伯町と会見町が合併して新しく南部町が誕生いたしました。私は合併協議会会長として新生南部町のスタートに責任を果たすべく、町長選挙に出馬しましたが、無

投票で当選の栄に浴したのであります。あれから早いものであつという間に4年の歳月が流れていきました。

合併に当たっては平成15年1月14日に法定合併協議会を設置し、1,880項目に及ぶ事務事業についての調整を行い、平成16年2月26日に合併協定書に調印し、同年3月定例議会で両町とも議会の議決をいただきまして、準備万端整え、多くの町民の皆様の期待と喜びの中に万感の思いを持って南部町の誕生を見たのであります。平成の合併では鳥取県下で2番目に誕生した南部町であります。50年も前の昭和30年、会見町の誕生に際し、将来なるべく早い時期に西伯町との合併を実現するごとく努めるものとする合併協定されております。また西伯町でも、天津村が合併協定事項とは別に、7カ村合併を前提とした5カ村合併であることの確認を求め、特別協定事項が定められたと町史にありますので、地域の未来を考え、早期に両町の合併を実現しようとした先輩たちの長年の夢を実現できた喜びの瞬間でもございました。

しかし、合併をした平成16年度には、小泉内閣の構造改革の一環として三位一体改革に名をかりた交付税の大幅削減が行われました。いわゆる地財ショックに襲われ、人件費を中心に大きな合併の成果を生み出した新生南部町は、スタート直後から財政的なつまずきを余儀なくされたのであります。これは本来、市町村建設計画などを通じて地域住民に還元されるべき合併の成果を、国の財政再建を優先させて国が真っ先に食ってしまったわけで、今でも忘れることのできない背信行為であったと思います。幸いに住民の皆様を初め、職員や議会の御理解、御協力をいただきまして地財ショックも何とか乗り越えて、合併重点事業の計画的な実施と新町づくり計画に定めた各種事業の取り組みにより、今日では合併の成果もいささかでも感じていただいているのではないかと考えております。ここに改めましてこの間の町政に対する御理解、御協力に心から厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

さて、今後の町政についてでございます。地財ショックに見舞われながらも着実な新生南部町の歩みを進めてまいりましたが、南部町には数多くの課題が山積していることは皆様も御案内のとおりであります。小さな合併でお互い気心も知れて、歴史も文化も共有してきた隣町同士の合併でしたが、別々の町として歩んだ50年の歳月で両町はそれぞれに個性的に発展してまいりました。心合わせから力合わせ、そして一体感を持って町づくりに力強く取り組むといった流れを想定していたのでありますけれども、私の想像以上に両町の気風は異なっており、一体感の醸成がまだまだ必要であります。

また、経済のグローバル化は弱肉強食、優勝劣敗の原則を社会の隅々にまで持ち込み、地域経済を一層窮地に追い込むとともに、多様な歴史、文化に彩られた地域社会そのものが崩壊の危機

に直面しております。加えて急速に進んでいる少子高齢化や人口減少時代となり、国も地方もいまだ経験したことのない先行き不透明な社会を迎え、不安な要素を抱えながら彷徨しております。右往左往して様子を見てばかりいてはなりません。このような時代には、果敢に時代を切り開いていく挑戦者の気概が必要であります。新しい町には時代にふさわしい町づくりの仕組みが必要と考え、町内7つの地域に地域振興協議会が発足しましたが、50年も続いてきた町づくりの仕組みが変わったことに対し、住民の皆様方の中には戸惑いもあります。よちよち歩きの地域振興協議会の着実な歩みを実現しなければなりません。

さらに、国は道州制の議論を打ち出すとともに、地方分権のさらなる進展のために受け皿として地方公共団体の機能強化をさらなる市町村合併に求めております。このような動きの中で、鳥取県西部においては中海市構想を打ち上げて島根県との県境を越えての連携も模索されております。国や近隣市町村の新たな動きの中で南部町の存在感を高めていかなければ埋没してしまうおそれもございます。

数え上げれば切りがありませんが、最後に、国、地方合わせて800兆円にも及ぶ公債残高を抱え、行財政改革は喫緊の課題であります。時代の進展とともに広がってきた行政の守備範囲や国と地方の役割分担を見直し、さらに施策の新陳代謝を図ることによって、新たな行政需要にこたえていく不断の努力が求められるのであります。いつの時代も課題は尽きないものと思ひますし、どんなに磨き上げててもこれでよいということにはならないと、このように思うわけでありませうけれども、変化の激しいこの時代にあつて、南部町は特に重要な時期にあると認識をいたしております。

このような状況認識のもとに、任期を迎えるわけではありますが、私は町民の皆様から御負託をいただけるものならば、今日までの経験を生かし、成果と反省の上に立って我が南部町の未来のために引き続き町政の先頭に立って頑張っていかなければならないと決意をいたしているところであります。ただ、現在は、10月23日の任期に向けて最後の最後まで全力を尽くしまして、与えていただいている町長の職に忠実であらねばならないと毎日肝に銘じて過ごしているところであります。住民の皆様のご幸せの実現のために、この町の健康と発展のために一歩でも二歩でも町政を前進させるべく、最後の最後まで最大の努力を払ってまいりますので、御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 先ほど話されました決意を聞きましたので、質問はこれで終わり

といたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で5番、青砥日出夫君の質問を終わり、3番、杉谷早苗君の質問を許可いたします。

杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷早苗です。

初めに、岩手・宮城内陸地震に対し、お亡くなりになられた方の御冥福を心よりお祈りをするとともに、被災された方々に心より、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、先ほど南部町2期に向けての力強い出馬表明を町長はされましたので、議長のお許しもいただいております。通告に従いまして、道州制について質問をいたします。

現在、議論されている道州案は、第28次地方制度調査会が2006年に2月28日に当時の小泉首相に提出した道州制のあり方に関する答申を基本としています。小泉首相から安倍首相に政権が引き継がれた中、この道州制のあり方については3年以内での道州制ビジョン策定、これを目指していた安倍前首相の意向を受け、昨年1月に当時の渡辺喜美前道州制担当大臣により設置されました。学識経験者や自治体首長、マスコミ関係者ら15人で構成されています。この懇談会にあわせて、道州制導入を目指す地方の経済団体代表ら11人による道州制協議会も設置されました。この協議会は懇談会に対する意見具申や地域で国民議論の喚起を促す役割を担っております。そして前段で申し上げました道州制ビジョン懇談会、これはことしの3月24日、現在の道州制担当大臣である増田総務大臣に対して道州制の理念や導入プロセス等を示した中間報告を提出されました。

このような中、先日5月28日の新聞報道によりますと、日本経団連の御手洗富士夫会長の報道各社のインタビューの中で、道州制実現の手法とはとの質問に応じ、2015年までに経済的に効果を検証しやすい九州を道州制特区にして、その後3年間で他地域に広がれば2018年までに全国導入できるとの発言が載っていました。御手洗会長は経済財政諮問会議のメンバーです。この経済財政諮問会議は我が国のさまざまなシステムに対して大きな影響力を与えていると伺っております。そこで私はこの新聞報道に強い衝撃を受け、道州制に対しての認識が新たになりました。

つけ加えますと、道州制特区の対象となり得るのは、北海道または3以上の都道府県が合併した都道府県と定められています。現在、北海道が道州制特区になっております。そして北海道の高橋はるみ知事も道州制ビジョン懇談会のメンバーになっておられます。

次に、この道州制ビジョン懇談会の中間報告を見てみますと、明治以来の古い国の形である中央集権体制を解体し、今日に適応した新しい国の形をつくるとしています。報告書の一部を引用いたしますと、中央政権による弊害としては東京への一極集中だ。こうした一極集中が生じているのは世界じゅうの中で我が国だけであると言っても言い過ぎではない。東京圏に頭脳的機能が集中する一方、地方はいわば手足の機能ばかりを担う形になっていた。今、我が国が早急に取り組まなければならないのは、各地域が繁栄の拠点として世界の発展と変化に伍していける、活力を回復できる新しい体制を整えることである。道州制は国全体の体制の問題であり、単なる都道府県の再編に矮小化すべきではなく、都道府県の合併を合併を前提とする必要はない。中央集権国家から分権型国家、いわゆる地域主導型道州制国家への展開は、画一的規格大量生産から知価社会、この知価社会というのは知識の価値に基づいた社会というような意味だそうです、グローバル化という時代の転換に対応する歴史的必然であると述べてあります。そして、導入時期及び工程については最終報告で明示するが、おおむね10年後、2018年までに道州制に完全移行すべきであるとする。このため道州制基本法は、本懇談会の最終報告が行われる2010年には原案を作成し、翌年の通常国会に提出する必要があるとされていました。しかし今回は具体的な道州の数や区割りは示されてはおりません。

この道州制については、まだまだ中間報告ですが、明治維新以来の大改革であることは間違いありません。今から10年後、鳥取県は四国と同じ区割りにいるのでしょうか。それとも中国5県の区割りの一員なのでしょうか。そしてこの10年後、鳥取県には基礎自治体が2市または3市が生まれているのでしょうか。一方、道州政府はどこに定められるのでしょうか。道州制度で最初に関心と呼んだのは、道州区分、州政府の所在地でした。州政府はその区域の主として行政組織、サービス機関が集まることで大きな経済効果をもたらします。このことにより、地方道州区域内での経済格差が拡大し、対立の原因となることが懸念されます。このことにより、州政府は基礎自治体に対して極力影響度の低いものとするのが重要であるとの意見もありますが、各県の思いはいかなるものなのでしょうか。

鳥取県では境港を西日本の拠点として環日本海交流が進められております。ロシアのウラジオストクにも航路がつながり、そこには極東パイプラインも延びてきています。そしてお隣の韓国や中国へとアジアにどんどん広がっていきます。今後の発展の可能性は、山陽側よりも山陰側の方が条件は整っていると考えますが、どのような地域が定められていくのでしょうか。

以上述べたことは何も決まっておらず、わからないこと、今後のことです。しかし10年後、南部町、我が町は安全で安心して暮らすことのできる活力ある穏やかな町であってほしいと



願っています。このように考え、望洋とした質問になりますが3点についてお伺いいたします。

初めの質問は、この道州制はまだ議論が出尽くしておりません。町長は公私ともに幅広く御活躍になり、さまざまな方との出会いにより御見識が深まっておられることと推察しております。そこでこの道州制についてはどのようにお考えでしょうか、御所見をお尋ねいたします。

次に、町村長会における動向はいかがでしょうか。近未来の大変革です。そこでの状況をお聞かせください。

最後の質問は、余りに大きな改革が迫っています。南部町が道州制移行になるまでに準備、対応しておくべきことは何かお伺いいたします。

以上3点について御答弁よろしくお願いたします。この場での質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員の道州制についてお答えをしております。

経済のグローバル化や人口の減少、そして超高齢化といった、日本がこれまで経験したことのない内外の課題にどう立ち向かうのか、またこれからの時代に海外の国々とのようにつき合い、平和国家として国際貢献を果たしていくのかというような課題を解決していくために国の役割、地方の役割を改めて構想するときに、霞ヶ関主導の中央集権体制が行き詰まっているほか、東京一極集中と地方の疲弊や地域間格差の拡大など、制度疲労を起こしている現在の市町村、県、国という三層制からは未来の展望が描き切れないということから、究極の構造改革として道州制の導入が検討されております。

まず政府でございます。2007年1月に内閣府に道州制ビジョン懇談会を設置しまして、本年3月、中間報告を提出しました。道州制の理念と目的では、時代に対応した新しい国の形をつくるとして、中央集権型国家から分権型国家への転換と地域主権型道州制の導入を打ち出しております。目的として繁栄の拠点を各地域につくることで国の経済力は強化され、日本全体が活性化するというものであります。また、受益と負担の関係が不明瞭になりがちな現状から、各地域のニーズに柔軟に対応した効率的で効果的な行政と財政運営が可能になることも上げております。この中で、基礎自治体の役割として、地域に密着した対人サービスなどを総合的に担う道州は、基礎自治体の範囲を超えた広域行政や規格基準の設定のほか区域内の基礎自治体の財政格差などの是正を行う。国は国の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持、整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定するとしております。道州制導入の時期はおおむね10年後の2018年までの完全移行を求めています。

次に、自民党は道州制調査会で2次にわたる中間報告を発表していますが、現在は道州制推進

本部に昇格をさせまして、5つの委員会を設置して議論を重ねております。たたき台では、連邦制に限りなく近い道州制を目指すといったしまして、具体的に権限、財源、人を極力基礎自治体に優先配分し、中央政府と道州政府は小さな政府を施行、基礎自治体の規模を30万人以上の中核市程度か最低でも10万人以上で700から1,000に再編する必要があるといったしました。昨年の中間報告の議論で300に再編の小委員長の私案が出まして、全国町村会が猛反発し、具体的な数字は盛り込まれなかった経緯もあります。

次に、日本経団連も2015年をめどに道州制導入の提言を行っております。21世紀にアジアで競争力を持つ国の仕組みとして、国の役割を必要最小限にして、内政の仕事は道州と基礎自治体が担うとしております。また、現在、12府省の中央省庁は半数程度に解体、再編し、市町村は1,000程度に集約するなどとしております。

次に、全国知事会でございます。全国知事会は、国の形の根本にかかわるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものと位置づけて、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決してないと強く牽制し、まず第2期分権改革の着実な推進を求めています。

以上申し上げましたが、思った以上に道州制の議論は進んでおります。しかし国民は道州制に反対、どちらかといえば反対も含めると60%以上が反対の意向を示し、全く冷ややかな目で見えております。これが道州制をめぐる今日的な現状であります。

どのように考えるかというお尋ねではありますが、私は国家刷新改革の切り札ともなるべきものでありまして、単に広域行政や効率化のための道州制なら導入を見合わせた方がよいだらうと考えております。道州制は分権とのセットで考えることが必要であり、国からの大幅な権限移譲が不可欠であります。加速する東京一極集中に歯どめをかけ、疲弊する地方を立て直すための分権型国家の実現を道州制の目的として、当面は第2次分権改革を着実に行うことが必要であると思っております。権限や財源を手放すことに強く抵抗している霞ヶ関、それを排除しない内閣と政権与党などの対応を見ますと、本気で分権型社会をつくっていく気持ちがあるのかと、つい疑問がわいてくるのは私だけではないと思っております。

次に、町村会の対応はどうかということですが、政府や自民党、経団連の提言は、いずれも基礎自治体を再編してその数を大幅に縮減するというものであります。したがって、自主的な合併を主張している全国町村会としては、一方的な自治体再編には到底賛同できるものではありません。しかし、前段の理念が間違いなく生かされる道州制案が示されれば、それぞれの自治体の自主的な判断によって、積極的な対応に変わっていくものと見込んでおります。

最後に、道州制移行になるまでに南部町としてやっておかなければならないことについてのお尋ねであります。私は個人の力では及ばないことを家族で行い、家族の協力で解決できないことを地域の互助に頼り、地域では処理できないことを代替する目的で地方政府が生み出されたと学んでまいりました。さらに、地方政府で困難な仕事はより大きな地方政府が担っていく必要から、県の役割が定められたと考えます。しかし、現実には機関委任事務制度を通じて国の指令で都道府県が市町村を指導、監督するという逆転現象が長い間続いたため、地方政府本来の役割が見失われてきたのではないかと思います。したがって、今こそ人々が政府をつくるという基本に立ち返ることが必要であると思います。すなわち、個人でできることは個人で、個人でできないことを地域で、地域でできないことを地方政府でという当たり前のことを具体的に実践することが必要であります。住民はみずからが決定し、みずからが執行することを基本にしつつも、地域コミュニティがかけがえのない大切なものであることを認識し、助け合い、励まし合って地域の発展に汗を流し、喜びも悲しみも分かち合って未来を開いていくことだろうと思います。

また、地方政府は住民の参画で地域の方向づけなどをできるだけ地域にゆだねて、決定の場と執行の場の距離を短くすることで透明性を高め、コスト削減と現場との応答性を高めることによって効率や有効性の向上を図ることと思います。加えて、価値観の多様化に伴って広がった行政の守備範囲を見直すとともに、施策の新陳代謝を図り、新たな行政需要に対応すべき不断の努力が必要であります。

このような考え方から、私は合併を契機に新しい町づくりの仕組みを導入すべきと考えて、地域振興区を提唱しました。おおむね旧小学校区の区域を単位とした地域振興区は、近過ぎて利害が激しく対立しがちな集落を超えて、しかし余りに大きいと無責任になりがちですから、小学校で机を並べた顔なじみの人たちがいる程度の緩やかなくくりの範囲でまとめられております。このような新しい仕組みの中で住民と行政と協働して、今後予想されるさまざまな課題に対処していくならば、どのような時代が到来しようとも、たとえ道州制になっても地域に愛着を持つ愛郷の志高い住民に支えられ、きらりと光り存在感のあるすばらしい町が創造できるものとかたく信じております。そういうことを訴えまして、答弁いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 今の御答弁をお聞きいたしまして、方向的には私も似ているなど感じてうれしく思った次第です。

それで、このたびはこの道州制という大きな問題一本に絞っての質問をさせていただいております。道州制については以前より関心もあり、また考えていく上での資料もいただいております。

た。しかし、まだ差し迫った実感としてはそんなにはございませんでした。ところが先ほど申し上げましたように、2015年までに九州を道州制特区にするとの報道発言がありびっくりした次第です。

道州制を考える上で幾つか確認をしておきたいと思いますので、私の認識が間違っておりまして、訂正をしていただきたいと思います。

道州制ビジョン懇談会設置は、地方制度調査会より生まれたもので、この地方制度調査会は昭和27年に第1回が開催されております。そして地方制度調査会の委員には学識経験者、産業界、マスコミ関係者、国会議員、自治体の首長や議長から選ばれ、任期は2年として首相の諮問に応じて地方制度に関する事項について調査、審査する内閣府の附属機関として、昨年7月3日に第29次の地方制度調査会が発足しております。この第29次地方制度調査会の委員の中には、片山善博前鳥取県知事も副会長としておられ、会長は松下電器産業の取締役の中村邦夫さんです。学識経験者18名、国会議員6名、地方団体6名の30名で構成されております。

そこでこの道州制について今日の議論を調べてみますと、3月24日に道州制ビジョン懇談会が中間報告を発表され、それに先立ち日本経済団体連合会は3月18日、道州制の導入に向けた第2次提言中間取りまとめが発表され、さらに5月の20日に自立した広域経済の形成に向けた発言をも発表されておられます。また、3月に先ほど町長もおっしゃいましたけれども自民党の道州制推進本部、これは谷垣禎一さんが本部長だそうですが、道州制に関する第3次中間報告骨子で、基礎自治体の数を700から1,000に再編し、5月の中間素案骨子で全国国会議員の大幅削減をも明記しています。日本経済団体連合の会長の御手洗氏は、経済財政諮問会議の委員さんです。この経済諮問会議は民間有識者の意見を政策に反映され、ここでの答申は閣議決定がされ、内閣の基本方針となるということです。

このようにさまざまな会があり、それぞれに重要と思いますが、財布を握っていることは力があることで順位をつけるというわけではありませんけれども、私はこの経済財政諮問会議の力がより強い、強固のように感じます。このようなことにお答えいただくのもいかなものかと思いますが、どのような感触をお持ちかお答え願えますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、道州制と経済財政諮問会議の関係でございます。経済財政諮問会議、平成11年だったと思いますけれども、内閣府の設置法という法律で設置がなされました経済財政に関する内閣の重要な審議会といいたいまいしょうか、意見を聞く会として設置をされているわけでございますけれども、それは従来の官僚とか霞ヶ関主導の予算編成、政策の主導的な

役割といったことを政治が取り戻す必要があるというようなことから、内閣府ですから官邸主導でそういうことをやっていこうということでスタートしたというように思っております。かつては、今、8月末ごろまでに大体概算要求を取りまとめて、そこから12月の政府の予算案の内示というところまではブラックボックスでして、なかなか意見を言ったり聞いたりする場というものはなかったように思います。財務省が予算編成するという権限を一手に握ってやっておったわけです。それがこの経済財政諮問会議ができてからは、今の時期に1年間のGDPの見通しを立てて予算編成の基本的な考え方というものを、大きな枠をはめるわけですね。ですから、社会保障の2,200億円毎年削れというようなことですね、そういうようなこともこの経済財政諮問会議の大枠の中で決められていく。その枠の中で、我が国の政治経済のさまざまな仕組みだとか予算づけだとか、そういう方向づけが決まっていくという非常に重要な役割を果たすようになっていくわけでありまして。

そういうことをございますけれども、基本的に杉谷議員がおっしゃったように、国と地方の役割だとかそういう分野については、先ほどおっしゃった地方制度調査会とかそういうきちんとした国の機関がありますので、個別具体の論はそういうところにお任せをされますけれども、大枠ではやっぱり今一番大きな力を持っているのはこの経済財政諮問会議だということです。内閣総理大臣が議長になって進められると。それから民間の委員さんが4人入っておられて、民間主導で進められているというようなことで非常に批判も強いわけでありまして。そういうことで答弁させていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 町長が3月議会の発言で、経済諮問会議で大枠が決められている、今、お話になったようなことですが、町長が所属しておられます中央社会保険医療協議会、この裁量の余地がないとの意味合いを言われたように記憶しております。私もこの大きな道州制についていろいろインターネットで調べておりましたところが、この経済諮問会議について語る会、これは副題ですけども、本題は福祉と医療を中心に社会保障のこれからを考えるというものですけれども、この会のことがインターネットにアップされていました。どんな有名な方でも手弁当にての参加だそうです。それで、この会に町長は尾辻参議院議員、前厚生大臣さんだそうです。堂本千葉県知事と御一緒にパネラーとして招聘され発言をしておられました。写真も出ておりました。今後に向けての参考にしたいと思っておりますので、この語る会での経済諮問会議はどのように語られたのか、状況をお聞かせ願えたらと思います。ぜひお願いいたしますが。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。4月の26日に縁を結ぶ会という会でございます、その会が1年に1回大きな大会をいたします。これはことしは内幸町のプレスセンターで開催になりまして、そこにパネラーとして招聘され、「福祉と医療を中心に、社会保障のこれからを考える」ということで議論をしたわけです。特にこの社会保障を語るときに、経済財政諮問会議の枠といひましようか、そういうことが非常に大きな課題になるわけですし、「経済財政諮問会議ののろいから逃れるために」というような副題がついておりましたけれども、そういうパネルでございました。

この経済財政諮問会議に、出かけて非常に腹立たしい思いをしたという、前の厚生労働大臣の尾辻先生、今は参議院の自民党の議員会長をなさっておりますが、尾辻先生と、それから県の立場から千葉県の本知事さんと、それから市町村の立場から私と、3人でこの現場の問題やそれから経済財政諮問会議の内情や、そういうことをパネルで報告したわけでありまして。コーディネーターは樋口恵子さんでございます、非常に辛口だったので、経済財政諮問会議の非難会議みたいなようになってしまったわけですが、要は人間の社会保障、暮らしを支える厚生労働大臣がこの経済財政諮問会議の正式なメンバーになっていないということでありまして。総理が座長で、民間の議員さんが4人もおられて、厚生労働大臣といえども参考人と呼ばれて発言が許されるということでありまして。自分はずっとポケットに辞職願を持って臨んでおったということでございます。そういう、いわゆる人々の暮らしを支えるための国やあるいは地方自治体が経済の理論ですべて世の中を統制していくというような経済財政諮問会議のあり方に非常に強く反発されました。

2,200億円の社会保障費を毎年削れということがあるわけですし、3月だったでしょうか、私も中医協の専門委員に出かけさせていただいております、いろいろ必要性だとか診療報酬の引き上げを訴えるわけですが、結局大枠の2,200億円というものがかぶさっております、主に医療費で削れというようなことでもあります。医療費が全体で33兆円ぐらい国でありますから、医療費の場合はほんのわずかな努力すれば削れるのではないかと、2,200億ぐらい出るのでないかというようなことから、医療費に非常に矛先が向かってきているわけです。そういうこともお話をしました。6年も続いて診療報酬が下がっている現状から、もうこれ以上上げてはいけないということで、薬価の方を引き下げを大幅にして、そして診療報酬本体の部分を引き上げると。わずかですよ、わずかですが引き上げるといって、全体としてのバランスを中医協としてはとったわけです。そういうことをしながら辛うじて勤務医対策だとか医師不足対策に中医協としての配慮を示したわけですが、しかし現実にはさきやかなことでありまして、やっぱり大きな枠をはめている経済財政諮問会議が非常に私どもの目の上のたんこぶにな

っと思って、思うようにいかないというようなことを、皆さんに訴えていったわけです。

私が特に言いましたのは、720人も国会議員がおられるわけですから、やっぱり国会の先生方が本当に責任ある立場で、また国民生活もよく御承知ですから、国会の先生方が主導して経済財政運営をなさるべきではないかということをお願いしたわけでありまして。

そういうことも言ってまいったわけですが、経済財政諮問会議が言ったのは、この道州制の関係では、北海道特区が平成18年に法律でなっただけだと思っておりますけれども、その北海道特区の前段でこの道州制のことを諮問会議でちょっと議論をなされたということを聞いております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） いろいろ私たちがふだん知り得ないことをお話しいただきまして、ありがとうございます。

それで、道州制という大きな問題を考えていきますといろんな方向に考えがいき、さまざまな情報が欲しくなります。そこで私もインターネットであれこれ調べてみました。その中で、道州制ビジョン懇談会が3月ですが、御手洗会長が5月に発言なさったということで、私は一番のびっくりしたんですけども、その5月に九州を特区にするというお話があって、ちょっと調べましたところ九州地域戦略会議っていうのがあります。これが九州地方の知事会と地元の経済4団体で構成されているこの戦略会議っていうものがありまして、これが5月の23日に第2次道州制検討委員会の中間取りまとめっていうものを出されました。それで10月には最終報告をされます。見てみたら、もう既に「道州制で暮らしを変える」というような、こんなパンフレットもつくってもう進んでおります。それで私、ここの連絡のところに電話して聞いてみたら、どこかの自治体にかかるのかなと思いましたが、やっぱり、やっぱりじゃなくて、経済界の方が事務局のようで、そここのところにつながりました。それで、まだ中間発表だけでも、こういうものをつくってどこに配付なさいかと聞きましたら、会員のメンバーのところと、それと各行政の方が議員さんに説明に使われるんじゃないかっていう、そういうようなことでございました。九州全部での道州制ですけども、一方、九州では、関門特別市っていうものが準備されているようでして、そこの方の動きはどうですかって言いましたら、いや、自分は担当はこちらだから、そちらの方のことはよくわからないというふうにおっしゃいました。

そこで、先日ですか、平井知事さんが近畿ブロックの知事会の方に参加を表明されて6月の6日に正式加入が認められたというように、我が県ではそういう動きがあります。ということは、どういうふう理解したらいいのかなと思いつつ、この参加が決まるということは、鳥取県は今

の状況はどういうふうになるのかと思いますが、これはどういうふうにかんがえたらいいのでしょうか。ちょっと町長、お尋ねいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。御手洗会長が道州制ビジョン懇談会でそういう発言をなさったということまでは承知しておりませんが、いずれにしても北海道だとか九州だとか、いわゆる東京から離れたところからそういう声が上がっているということに、やっぱり今の制度の限界というようなものを地方が一番よく知っているというように思っております。自然発生的に北海道知事も道州制特区を申請されるぐらいですから、九州においても非常に道州制で自分たちの地域は自分たちでやっていこうという気持ちだろうというように思うわけです。

特区の話で思い出しましたが、北九州ですか、これは特区で通関の制度を国から移譲を受けて、しかも民間委託したというようなことで、24時間で通関が手続が可能だというようなことになっておるようであります。したがって今、日本の中でも特別に伸びの、物資の通関量の伸びの高い港だそうございまして、非常ににぎわいをつくっておるということございまして、ですから、そういう経験にも学んで、九州道州制というものを地元の人たちが構想されても決して不思議ではないなというように思っております。

それから、鳥取県の場合であります。これは知事に改めて今度行政懇談会で南部町として近畿知事会へオブザーバー加入するということについてどうにかお考えなのかということをお尋ねするように出してあります、これは南部町から出しているわけですが、知事さんのお話は以前から、これは西尾知事さん、それから片山前知事さん、このときからやっぱり近畿知事会には絶えずアプローチをずうっとしてこられたようであります。しかし、ことごとく却下ということで、非常に鳥取県としては残念だったと。しかし今回、大阪の知事さんもかわられて、橋下知事さんですか、ようやくオブザーバー参加ということで実現ができたということございまして、このねらいはやっぱり物流、経済の大消費地が大阪にあると。これは物理的にちゃんと間違いのない、数字で裏づけられておりまして、鳥取県の農産物などが大阪で大消費地を抱えて、そこに鳥取県から供給産地になっておるというようなことを踏まえて、より緊密な関係をつくっていこうということで、大変個人的な話なんですけれども、喜んでおられました。本当は経済とかそういうつながりが全くないところと道州を組むというのは、これは難しい話だろうと、一般的には矛盾した話であろうと思っておりますから、やっぱり今後の道州制の議論にも大きな影響を私は与えていくのではないかなというように思っております。ただ知事は、個人的に聞いたところでは、道州制をビジョンに入れた近畿知事会への参加ということではなくて、あくまでも鳥取県の農産物の大消費地で



あると近畿圏に足場を確保したいというのが本意のお気持ちだったようであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） ありがとうございます。

この道州制ビジョン懇談会が生まれました第2次地方制度調査会なんですけれども、私はこの中で道州制ということの中、ビジョン懇談会の中で、基礎自治体というものがちょこちょこ出てまいりまして、この基礎自治体というのはどこでどういうふうに語られているのかなと思って調べましたら、第29次地方制度調査会、片山前知事が属しておられます。ここで地方分権の改革の推進に向け求められる基礎自治体のあり方や監査機能強化などについての諮問ということで、今まさに討議されている最中だというふうなことがわかりましたけれども、基礎自治体が、ほかの資料で見ました2つから3つぐらい、鳥取県はそのくらいじゃないだろうかというような資料もありましたので、やはり基礎自治体のあり方は合併していくのか、それとも広域での共同体といますか、そういうものか、どちらの方が、今の段階でお尋ねするのは甚だちょっとどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。これは非常に難しい問題であります。先ほどの答弁でもお話をいたしましたけれども、国は30万人以上の基礎自治体の数を大体構想しておるというように聞いております。それから、例えば民主党の小沢代表は300、全国を300の基礎自治体にするということをおっしゃっておられます。このまま政治の混迷が続いて、やっぱり大連立というようなことが構成されますと、民主党の案というようなものも一気に実現化する可能性もないことはないというように思っております。それから、経団連は1,000というようなこと、知事会だけは言ってませんが、そういうことを語られておまして、いずれにしましても現在の1,800というのは、まず考えていないと、いずれの団体もですね、考えていないというように思います。そうしますと、全国町村会は自主合併ということ言っておりますけれども、なかなか今日までの平成の合併での混乱の中から、私は自主合併といっても限界があるのではないかと、このように思っております。そうしますとやっぱり30万程度にまとめようという道州制ビジョンをきちんと示していけば、半強制的な法律で進めていくというようなことをやりかねんというように思っております。

もう一つ大事なことは、今、中海市という構想がこの地方で出ております。これは松江、安来を含んだ米子、境を中心にした中海市構想なんですけれども、これに出雲も加えますと、もう完全に50万も超えるような大きな地域になるわけですね。ですから、道州制の議論と絡めて、こ

の地域が今後どのように発展していくのかという私は大きなかぎになるというように思っております。ですから、一番根本は住民の暮らし、国民の社会保障制度をきちんと守っていくというように、どのような基礎自治体の枠組みで果たしていくのかというところに視点がなければいけないと思いますが、小さな自治体でそういうことが可能かどうかというようなことも、引き続き検討されなければいけないというように思っております。

道州制の議論がここまで進んでおりますから、今までちょっとうかつといえましょうかつだったわけですが、私自身はそこまでは考えておりませんでしたけれども、最近のいろいろなものを調べてみますと、もううかうかしておれんというような状況になっておりまして、その道州制の進み方と同時に、私たちの基礎自治体の今後のあり方というようなことについても、関心を持たざるを得んというふうな気持ちでいるところです。どの程度がいいのかということは、ちょっとここでは申し上げられませんが、御容赦いただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 杉谷です。この道州制っていうものに移る前に、地方制度調査会、地方分権改革推進委員会、こちらの方の議論がしっかりとなされていって、それから先に見えてくるのが道州制ということになってくるっていうふうにだんだんとわかってまいりましたけれども、何しろもう10年先には全部道州制にするんだっていうようなことがありますと、本当にびっくりしてしまいます。

そこでもう一つ、財団法人のとっとり政策総合研究所センターっていうのの資料なんですけども、ここのところが日本経済団体連合会についてのどう見ているかということでは、人口当たりで見ると財政支出や再配分金額の大きい県を非効率として効率化すべきことを強調している。地域の結果責任、自助努力を原則とし、地域の収入に応じて地域経営を行うべきことを主張している。地域固有の存在意義を見出す余地はほとんどなく、効率化対象としてのみとらえていると言えようというふうな書いてあるんです。それで今、町長もおっしゃったように、何が一番大事かということ、やはりそこに住む町民、住民の暮らし、それにつながるもろもろの社会保障いろいろ、それでそれを踏まえた上で、その上での幸せでないと、何のための何の制度かっていうことになってしまいますので、大分時間も迫っておりますが、ここの非常にこのとっとり政策総合研究所センターの中に、私は読ませていただきまして、地域で幼年者や高齢者など人を涵養し、海岸、森林、河川などの国土、環境をも維持しているなど、正当な理由をもって主張して財源というもの確保していくべきだというふうに訴えてあります。本当に今までの交付税制度の方が私たちの自治体ではその方がありがたかったなと思っておりますが、流れといたしましてそのようなことに大

きく動いておりますので、きちんとそういうところを主張していただいて、引き続き政権に意欲を持って、町政に意欲を持っていらっしゃる町長ですので、この辺のところもよろしく訴えてほしいと思います。

それで最後でございます。私もどのような地域であるべきかというふうに思っておりましたところが、要するに町長もおっしゃいました、地域、人、それぞれの暮らしというものを、そのところをしっかりとつないでいくことが一番大事だということでおっしゃいました。私も住民にとってどのような社会に変化してもすぐに声をかけ合って支え合うことのできる一番身近にあるこの地域振興協議会、地域振興区の充実、これが本当に大切だと思います。

先日、東西町で大掃除がありまして、その後に振興協議会の方から道路の整備をするもんが欲しいので、だれか希望者をお願いしたいということで、私も道路整備に私が出ていいのかなと思いつつも、思いながらもどんなものか見てみようという気持ちで手を挙げて参加してみました。こんなこんな穴ぼこのあるところを埋めるという簡単なものでして、それをどういうふうにするのかなと私は思っておりましたら、何ですか、レミファルトというものを建設課からいただいてきて、それで埋めて上からしっかりと圧をかけてきれいに整備するというようなことで、ああこういうことのできるのだなということを知りました。これっていうのも、あそこのところが気に入らんけども町は何してくれてるかいな、いつしてくれてるんだらうかっていうふうな不満ばかり持つよりも、本当に一つ一つの小さなことでもそういうふうに助け合っていければ、快適な環境で暮らせていけるのだないうことは実感いたしました。そのようなことがありましたので、この道州制を考える意味で、私は何が大事かということは、やはり日々の私たちの暮らしを大事に、地域を大事っていうことだなというふうに思いました。

以上、私の感想まで申し述べましたけれども、何かつけ加えておくようなことでもございましたら、町長にお願いしたいと思いますが。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。少子高齢社会とかグローバル経済社会を迎えて、なかなかこうだというモデルというのがないわけでありまして。EUだとか経済のブロック化を図って、その区域の中で権益を守っていきたり、利益を確保したり、地球全体の中ではそういう動きになってますね。北米の経済圏だとかAPECだとか、いろいろ区域ごとにくくりをつくって、その圏域の中をFTAですか、税金をかけないようにしようというようなことをしながら権益を守っているというような、これがグローバル経済社会の中のそれぞれの地域のやり方ということから学べば、やっぱり道州制になって大きな区域ができるわけですけども、県を越えて大きな区域ができる

わけですが、やっぱりそれぞれ特徴を持った地域で、緩やかなくくりの中で住民の暮らしを守っていくというような働きが、それぞれのくくりくくり、地域地域の中でできていくというようなことをイメージ、私はしているわけです。ですから、どういう社会が来ようと、どういう政府になろうと、やっぱり一番根の部分の住民というもの、国民というものの暮らしが生き生きとしたものであり続けることが必要であります。その生き生きとした暮らし、地域というものを実現するためにも、やっぱり今、私は提唱しておりますけれども、地域振興区制度などを積極的に展開していき、この地域を愛着ある、志ある皆さんで未来につないでいくというような働きが必要ではないかというように思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で3番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時45分としたいと思いますので、御参集賜ようお願いをいたします。休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時45分再開

○議長（森岡 幹雄君） 休憩前に引き続いて質問を続けたいと思います。

会議を再開いたします。

13番、塚田勝美君の質問を許します。

○議員（13番 塚田 勝美君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、以下の質問を行います。御答弁をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず第1点目は、最近町内全域で大変目立つようになりました枯れ松対策についてお尋ねをするものであります。

昨年よりこの松くい虫被害を予防するために実施されていた空中からの農薬散布が町内で一斉に中止され、被害木の伐倒駆除のみでその対策が行われているために、駆除が被害面積に追いつかず、急速に拡大したものであります。私は以前にもこの問題について本議場においてお尋ねをしてきたところでありますが、再度質問をさせていただきます。

私が今さら申し上げるまでもなく、地球温暖化の問題等環境問題が地球規模で大きくクローズアップされる中、森林の持つ多面的機能が見直されており、二酸化炭素、いわゆるCO<sub>2</sub>の吸収

源、または貯蔵庫としての機能、災害防備、水源の涵養など、さまざまな公益機能を我々が日々生活する上においても大きくその恩恵に浴していると言えます。中でも農水大臣や都道府県知事が特定の公共目的を達成するために指定する保安林が特に重要な役割を担っており、その種類は17にも及んでおります。

私が今回取り上げます法勝寺から高姫に通じます道路の旧西伯側、いわゆる新宮谷と我々が呼んでいますが、新宮谷大橋の下流部、ここはタヌキ谷山というそうではありますが、法勝寺財産区、法勝寺地区の自治会が所有をされております。樹齢約80年の赤松林7.62ヘクタール、その上流部8.03ヘクタールの赤松林がかんがい防備保安林に指定をされております。このかんがい防備保安林は、簡易水道など特定の水源を守り、かんがいを防ぎ、きれいな水を供給するために指定されるものであります。この山の周辺にはこのほかに樹齢40年から50年の赤松林約20ヘクタールが土砂流出防備保安林に指定されております。この保安林の指定解除の権限は、土砂流出防備保安林にあっては農水大臣の法定受託事務として都道府県知事、かんがい防備保安林にあっては都道府県知事と定められており、所有者であっても勝手に伐採することができないことになっております。普通林としては町行造林8.3ヘクタールを初め、法勝寺財産区、下阿賀財産区、上阿賀財産区等の樹齢40年から80年の広大な赤松林が広がっており、ここを通るたびにその景観に見とれるほどでありました。しかし現在では、赤茶けた枯れ松が点在し、見る影もなくなりつつあり、心を痛めている者の一人であります。

この保安林は伐採をして樹種転換しようにも、かんがい防備保安林であるタヌキ谷山は7.62ヘクタールに対し、伐採許可は昨年はわずか0.44ヘクタール、ことしの伐採許可は昨年の半分の0.22ヘクタールであり、単純で計算しても皆伐まで30年以上要することになります。したがって、その目的を達成することは不可能であります。かんがい防備や土砂流出防備は木があって初めてその目的が達成されるものであり、樹齢80年、昭和初期から風雪にも耐えながら今日まで育ってきた赤松の美林を後世に伝えるために、先月、出雲市で農薬の空中散布が原因とみられる児童生徒の健康被害が発生をしておりますし、空中散布には否定的な御意見をお持ちの方も多いとは承知しておりますが、安全対策を強化した上で農薬の空中散布再開も含めた新たな施策が必要と考えますが、昨年8月まで県の造林公社の理事をお務めになっておりました坂本町長の御所見をお伺いするものであります。

次に、再生資源ごみの活用についてお伺いいたします。

私たちが分別して排出した再生資源ごみは100%再利用されているのか。とりわけペットボトルのリサイクルについて質問をいたします。

リサイクルプラザで提供いただきました資料によりますと、平成19年度本町から持ち込まれたペットボトルの量は157台分、1万7,850キロ、約18トンであります。西部広域全体では1,419台分、36万7,520キロ、367.5トンであります。ここでの処理能力は平成9年開設時、年間100トンの持ち込みであったものが、昨年は367トンと3.6倍にも増加し、ペットボトルはほぼ満杯の状態であるということでありました。ペットボトルは全国で、少し資料が古いのですが、2004年、年間51万トン余りが販売され、そのうち回収されたものが32万トンであり、回収率62.3%が回収をされ、リサイクルを開始した1993年、平成5年販売量約12万トンから11年で実に4.25倍にも達しております。ペットボトルリサイクル協会のデータによりますと、ことし再生利用されたペットボトルの量は、繊維6万3,000トン、シート5万5,000トン、ボトル2万3,000トン、文房具などの成形品に4,000トン余り、その他2,000トン、合計すると14万7,000トンであり、再利用率45%という数字が上がっております。51万トン販売され、14万7,000トンが回収され再利用されていますが、異物や工程内のロス等により利用されなかったものを含めた国内消費が19万2,000トン、中国、香港等の国外に輸出されたと推定されるものが19万5,000トン、未確認、推定12万7,000トンとなっております。国内消費のほぼ同量が国外に輸出されているのであります。中でもリサイクル資源としてペットボトルを含む廃プラスチックの需要が中国国内で高まっており、輸出が年々増加をしております。平成9年度にはトン当たり7万7,150円を容器リサイクル協会がリサイクル業者に支払って処理をしていただいていたのであります。平成18年、一昨年からこれが逆転しまして、昨年平成19年度にはリサイクル業者がトン当たり3万8,900円を協会の方に支払っているということでありました。ということは、ペットボトルの輸出はビジネスとして十分に成り立っているということでありました。中国製のぬいぐるみや防寒着の綿状の詰め物のほぼ100%が再生ペット繊維だそうでした。でき上がった製品は我が国にせさせと輸出され、外貨を稼いでいるのであります。

しかし、考えてみれば、分別という住民の協力を受けながら膨大な税金を使って集められたペットボトルが、それよりも安い価格で海外に流出していることに釈然としないものがあります。1本のペットボトルをつくるにはその倍の量の石油を消費するそうですが、リサイクルにはこれ以上の石油を必要としますので、中国など海外の工場で生産される段階で大量のCO<sub>2</sub>を排出し、大気汚染を引き起こしている原因の一つが、住民の皆様にも協力をいただきながら各自治体が収集したペットボトルであるなら、その行方について行政は住民に説明責任を果たさなければならぬと考えるものであります。中国での大気汚染はひいては我が国に酸性雨をもたらす、直接被

害を受けることとなりますが、その他の資源ごみについても回収後の再利用方法について把握できていればお尋ねをするものであります。

次に、交通不便地域の公共交通対策についてお尋ねいたします。

この問題についても本議場において何度も取り上げさせていただいていますが、少子高齢化が急速に進展する中山間地域にあっては、いわゆる足の確保が喫緊の課題であり、合併を契機に運行を開始したコミュニティーバスは数度のダイヤ改正で、今まで公共交通とは縁遠かった地域や一部島根県にまで乗り入れ、福祉通学バスとともに通学児童を含むいわゆる交通弱者と言われる人々にとってはなくてはならないものとなっています。買い物や通院など大変便利になったという声をお聞きする一方、特に両長田を中心とする谷合い集落にはいまだ1便の運行もなく、コミュニティーバスや福祉通学バスなど一度も乗ったことのない人が大半であり、以前にもお話をさせていただきましたが、バスの運行地域にあっては往復300円で通院や買い物に行けるのに対し、運行されていない地域にあってはいまだ多額のタクシー代を払って通院や買物をされている現実があります。

先週末の日本海新聞に「過疎バスの行方」という記事が載っておりました。高齢化が進み、いざれ車を運転できない高齢者がふえる。その高齢者が町に自由に行き来できるようにしたい。集落の活性化を目標に掲げ、鳥取の幾つかの地域が協力し、過疎地有償運送協議会をこの4月に立ち上げ、実施に向けて協議を進んでおりますし、倉吉市高城地区では4年前からボランティアタクシーを運行し、年間1,250人程度の利用実績があるそうであります。そのほか大山町での取り組みも紹介されておりましたが、放置すれば定住にも影響するとの指摘もあるように、一方では定住施策を推進しながら、もう一方では放置するのであってはならないと考えます。

ことしの当初予算ベースでコミュニティーバスの運行委託料は昨年度の1,830万円から2,350万円となり、520万円の増額となっております。これに対する運行収入は350万円でありますので、差し引き2,000万円の町からの持ち出しであり、赤ちゃんからお年寄りまで町民1人当たり1,660円余りの税金が使われていますが、一度も利用したことのない、したくてもできない町民の皆さんもひとしく支払っていることになり、その格差の大きさを感ぜざるを得ません。

検討委員会の検討内容が私たちに伝わってきませんし、バスを運行していない地域の利用者の代表が検討委員会のメンバーになってないのも納得できません。毎日でなくても週に1回でも2回でもいいからバスに来てもらえないかという谷合い地域の住民の皆さんの小さな小さな声を、町長に何とか聞いていただきたいと願っております。任期の終盤に当たり、利用したくてもでき

ない地域の住民として、また南部町長として町長の御所見をお伺いいたします。

最後に、学校の耐震化対策について質問をいたします。

5月12日午後2時28分、中国・四川省内陸部において発生しました四川省大地震では、1カ月後の6月12日現在で犠牲者6万9,159人、負傷者37万4,141人、行方不明者1万7,469人という未曾有の大惨事が発生いたしました。また、先ほどもお話がございましたように、6月14日には岩手・宮城内陸地震が発生し、これまた多くの犠牲者と今なお行方不明者がいらっしやいます。大地震を経験した被災地の住民として、犠牲になられた方々の御冥福と負傷された皆様の一日も早い御全快、また被災された皆様の一日も早い復興を、本議場を通してお祈りするものであります。

中でも中国・四川省の地震は平日の午後、ほとんどの学校が授業中であり、倒壊した学校の下敷きになるなどして7,000人以上の先生や生徒が犠牲になっています。最も安全であるはずの学校がもろくも倒壊し、多くの犠牲者を出したことは手抜き工事などの指摘もあり、事実であるなら許されるものではありません。本町の学校はどうかと心配される方々も多いと思いますので、教育委員会で調査をしていただきましたその資料によりますと、耐震不足を指摘され改修工事が実施されていない学校は、会見小学校の後ろ校舎、これは今年度改修予定であります。会見小学校体育館は21年度改修予定、西伯小学校の管理棟は平成23年に改修が予定をされております。問題なのは会見第二小学校の昭和42年に建築され、築後41年が経過しております体育館であります。基準面積に満たず、国の補助対象とならないことから、改修は将来計画の中で協議とされております。子供たちが安心して学習ができる環境を提供するのは行政責務であります。また、体育館は災害時にはこの地域の避難所としても活用できることから、強度不足が明らかになっていながら放置することは許されないと考えます。将来計画とは学校の存続も含めた協議がなされることと思いますが、結論はいつごろまでに出されるおつもりなのか、現段階での会見第二小学校の存続について、また中国での地震を踏まえ、耐震化工事を前倒して実施する考えはないのか、町長、教育長の御所見をお伺いをいたしまして、この場での質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 塚田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、新宮谷などの松枯れ対策についてでございます。御指摘のとおり、新宮谷地区、特に広域農道周辺は以前からも松枯れが発生していましたが、空中防除の中止により今後も松枯れは続くものと思われまます。しかし、長年にわたる空中防除などにもかかわらず、松くい虫の威力が衰えないのが現状でございます。よって、補助金の減少や町の財政状況、環境保全の観点などか



ら、松くい虫の駆除を平成19年度からやむを得ず中止したことは、3月定例議会で説明したとおりでございます。また、地域を限定で実施するとしましても、今までと同じように空中防除では松枯れを完全になくすことはできないことがこれまでの空中防除でわかっているところであります。

また、平成18年度に空中防除を実施したところ、空中散布によりアレルギー体質をお持ちの方がめまいや頭痛で体調が悪くなり、病院に行かれたことがあり、地域住民の方や区長さんから防除を中止してほしいとの要望も出ております。また、出雲市で平成20年5月26日に実施された松くい虫防除薬剤空中散布が原因ではないかとする目のかゆみなどの体調不調を訴える被害が発生したことで、出雲市を初め松江市、島根町、山口市など各地で空中防除を中止しております、各自治体でこの空中防除を見直す取り組みが行われてきております。

鳥取県内の平成20年度松くい虫空中散布実施状況は、2市7町で防除実施面積は1,545ヘクタールでありまして、平成17年度と比較しますと約4割の減少となっております。減少の原因としては、周辺の同意が得られないことや環境面、そして財政状況などがあるそうでございます。新宮谷は町内でも特に天然松が集中している場所であることから、その一部が保安林や県の高度公益機能森林に指定されております。指定の区域は所有者が勝手に切ることはできませんが、県の許可があれば伐採することは可能であります。町といたしましても、新宮谷の松林を残していくために、人体や環境の負荷ができるだけ少ない方法として、今後も空中防除によらず、松くい虫被害木伐倒駆除を集中的に実施したり、松くい虫に強い松を含めた樹種転換事業を推進して、松くい虫の被害を少しでも減らすことにつなげていき、森林を守っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、再生資源ごみの活用についてでございます。議員もよく御承知のように、再生用資源ごみは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進などに関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法に基づいて地方公共団体の責務として町民の皆様に分別収集に御協力をいただいております。議員御指摘のように、回収されたペットボトルが不心得な業者によって国外に売り払われ、それによって原材料不足となり、国内の再資源化する会社などが経営の危機に瀕している報道もあり、国内のリサイクルシステムの見直しを含めた強化の必要性を感じている次第であります。

南部町は西部広域行政管理組合の構成市町村として、町内で発生した燃えるごみ以外は、ほとんどが伯耆町の西部広域行政管理組合で運営するリサイクルプラザへ搬入されております。ペットボトルもリサイクルプラザへ行き、次に鳥取県西部再生資源事業協同組合に買い取られ、そこから製品化までする会社へ送られまして、ポリエステルカーペット製品として生まれ変わって

おります。資源ごみとして収集されたペットボトルがリサイクルの路線から外れて処理をされておられないので、御安心をいただきたいと思っております。今後も、ことしから取り組んでおります燃えるごみ5%削減運動とともに、分別収集に御協力をお願いいたします。

次に、交通不便地域の公共交通対策についてであります。交通不便地域の公共交通対策につきましては、ふれあいバス運行当初からの懸案事項で、極めて重要な問題であることは十分承知しております。特に南西伯地域振興区内の集落から路線バス停留所までに相当の距離のある地域の交通手段をどう確保していくのかが大きな課題であります。この交通不便地域を含めた町内の公共交通対策につきましては、南部町生活交通対策検討委員会を初め、本年1月9日に設置されました南部町地域公共交通会議で引き続き検討していくことになりました。

検討委員会で具体化の進捗状況はどうかという質問でございますけれども、南部町地域公共交通会議の中でも、議事以外の意見として、交通不便地域の公共交通対策について発言がございましたけれども、前身の検討委員会では有効な解決策は見出せませんでした。そのため今後も継続してこの問題について協議していくことにしております。

町としましては、両長田地区に限定して考えますと、公共交通の大前提として路線バスの現状維持を基本スタンスに置きながら、利用者の減少につながらない方向での検討を進めております。具体的には、南西伯地域振興区内で最寄りのバス停までの送迎などを希望される利用者があるかどうか実態を把握した上で、地域振興協議会と相談し、試験的に一定期間モデル運行をしてみようかと考えております。ただ、利用者の中には、バス停までではなく、直接病院など目的地までの送迎を望まれ、バス停までの希望がほとんどない状況となるのではないかと、あるいはモデル運行の実態が目的地までの送迎となってしまう、結果として路線バスの利用者減につながってしまわないかと、こういう懸念をしているわけでありまして、いずれにいたしましても、現在の中山間地の交通不便地域解消を考えていく場合には、行政だけで解決できる問題ではございません。当然、行政としての責任は果たすわけでありまして、その地域に住み、みずからの問題としてとらえ、考え、参加していくという地域の皆さんの力が必要不可欠となってまいります。ボランティア運送を目的として、地域助け合い無償運送グループや有償運送が可能なNPO法人などの組織づくりなど新しい手法を検討し、交通事業者や行政と連携、協力した協働の取り組みを実施していくためにも、関係地域住民全体の理解と協力が最も必要であります。

一方、現在南西伯地域振興協議会では集落づくり計画に取り組み、これらをまとめて地域づくり計画を今後作成されるわけでございますけれども、各集落ともにこの交通対策が大きな課題として話し合われていると伺っております。したがって、地域づくり計画の中でこの問題は避けて通

ることのできない課題でありまして、みずからの行動計画とともに行政への支援要請もあると考えております。町としましては、協議会の方針を尊重しながら、積極的な支援を果たしてまいりたいと、このように考えております。いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

最後に、学校の耐震化対策についてであります。学校教育施設は児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習生活の場であると同時に、災害時には地域住民の避難場所となるなど、地域の防災拠点施設としても重要な役割を担っており、その安全性の確保は極めて重要であると考えております。中国・四川省での大規模な震災においては、学校教育施設の倒壊により多くの児童生徒などが犠牲となりました。大規模な震災を経験した者として、本議場をおかりしまして御冥福をお祈りする次第であります。本町におきましては改めて学校教育施設の安全性を確保することの重要性やできるだけ早く対策を講ずることの必要性を再認識しているところでございます。

本町では、昭和56年以前に建てられた学校教育施設について、耐震度判定を平成14年度に実施しております。耐震度不足が指摘された建物については、法勝寺中学校や南部中学校の耐震補強大規模改修工事、そして西伯小学校教室棟の耐震補強工事と順次実施し、その安全性の確保を図ってまいりました。その結果、現時点において耐震度不足となっております建物は、西伯小学校の管理棟、会見小学校後ろ校舎、同校体育館、そして会見第二小学校体育館の4棟であります。

会見小学校後ろ校舎につきましては、平成19年度文部科学省繰り越し事業により、今年度、耐震補強大規模改修工事として実施することといたしております。また、会見小学校体育館につきましては、本年度、耐震補強計画の策定を行い、来年度中に老朽改修工事とあわせて耐震補強工事を実施する予定であります。

次に、西伯小学校管理棟でございますが、この建物につきましては、2階増築部分、とりわけ階段部分の耐震度不足が指摘されておりますので、2階部分を撤去する計画であります。議員も御承知のように、西伯小学校につきましては学校教育施設全体の老朽が著しいわけでありまして、昇降口棟の増改築、教室棟の大規模改修など、平成17年度に策定いたしました全体計画に基づいて年次的に対策を講じていく予定であります。

会見第二小学校の体育館につきましては、今申し上げましたように現在着工しております、耐震補強や老朽改修事業の後に対応する予定であります。

議員の御質問は、こうした状況を踏まえながら、四川や岩手・宮城の震災にかんがみ、学校教育施設の耐震化対策を最優先し、当該事業の前倒しが考えられないかという御意見であります。新聞報道などで御案内のとおり、国におきましてはこのたび学校教育施設の耐震化に対する緊急

措置を大幅に拡充することを内容とした特別措置法の改正を行い、学校教育施設の耐震化の促進に向けて今年度から22年度までの3カ年にわたる時限立法措置が講じられることになりました。具体的に申し上げますと、地震防災緊急事業5カ年計画に登載された施設のうち、地震による倒壊などの危険性の高い建物について、安全・安心な学校づくり交付金における地震補強事業の補助率を、現行の2分の1から3分の2に引き上げる。また、起債充当率を75から90に拡充し、地方債の元利償還金に対する地方交付税充当割合も50%から66.7%に拡充することなどとし、市町村の財政負担を軽減し、学校教育施設の耐震化の加速を図ろうとする内容が盛り込まれております。

この改正によりまして、本町学校教育施設の耐震補強事業を行う上では、一定の財政負担の軽減につながるものと認識しております。しかしながら、西伯小学校の場合は次年度以降、昇降口棟の増改築や教室棟の老朽大規模改修などを、授業への影響を最小限に抑えながら年次的に取り組むこととしております。また、管理棟2階部分の撤去による耐震化対策が果たして本改正の対象となるのか、さらにはそれぞれの事業を実施するためには極めて大きな予算が必要となってきますので、こうしたことを総合的に考えてみますと、現段階で平成23年度完了としています計画の前倒しは可能かどうか、これは慎重に判断していかなければならないと考えております。

会見二小体育館につきましては、先ほども申し上げましたように、西伯小学校や会見小学校関連の耐震補強大規模改修事業の後と考えておりましたが、教育委員会が本年度より検討いたします長期的、総合的な今後の学校教育のあり方議論の方向性を見きわめながら、耐震補強実施のタイミングを検討したいと思います。

ただ、国内外での大規模な地震の発生に学ぶべきは、冒頭でも申し上げましたように、可能な限り早期に手当てをしておくことの大切さであります。議員御指摘を踏まえまして、現在策定しております実施計画の見直しが可能かどうか、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） それぞれにお答えいただいたわけですが、1項目ずつ再質問をしてみたいというふうに思います。

まず、新宮谷の松枯れ問題につきまして、空中散布の有効性ということも話されたわけですが、きょう実施されたんでしょうか、グリーンパークとアークカントリークラブの空中散布がきょう実施されるというのを防災無線で流されておりました。民間企業が多額の費用を使って空中防除をやるということは、それなりの費用対効果を見たときに効果があるんだというふうに踏んでい

ると私は考えておるわけですが、どうもその効果について疑問を持っていらっしゃるということですが、やはり今まで空中防除をしていたときの新宮谷の状況と、それがなくなった、やめて中止をしてしまった今日の状況を見たときに空中防除の有効性というのは明らかではないかというふうに思います。しかし、健康被害等々、そういうこともございますので、これは慎重にやっていかねばならない問題だろうというふうに思いますが、町長が言われた伐倒駆除や先ほど言いましたように、樹種転換が伐採面積ってというのが本当に少ない面積しか伐採できない保安林にあっては、先ほど申し上げましたように30年以上もかからないと全伐、皆伐ができないというような面積しか1年に切らせていただけないということであれば、これはもう樹種転換ではこの対策はできんだろうなというふうに思っています。ということは、この林というのは残していく、残す方向で考えていただきたいというふうに思うわけですが、そのあたりの町長の御見解がございましたら、この問題についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。新宮谷の松くい木の状況については、あそこを通るたんびに確かに心が痛むわけでございます。空中防除でそういうことを完全に防げるものなら、続けたいという気持ちはあったわけですが、よく考えてみていただきますと、長い間続けてきても相変わらず松くい虫は発生は見られておりました。結局この空中防除で松くい虫が全部防除し切れるということにはならないというのがこの間の経験から明らかになったことであります。

それから一方、近年の健康問題あるいは環境問題に関する関心の高まりから、町の方ではこの松くい虫の空中散布によって健康被害を訴えられるというようなことも現に起きてまいりました。そういうことを配慮して、人家から200メートル離れたところ、それから特に新宮谷でいいますとあの施設の周りだとか、それから配水池の周りですね、そういう周辺は防除ができないわけでありまして。防除ができないところはどうしても松くい虫が発生する。その松くい虫が防除をした後の松林にまた拡大していくと、飛散していくというようなことで、議員がおっしゃるような松くい虫空中防除で松くい虫が完全に抑え切るということには私はならないというふうに思っております。で、先ほど申し上げましたような樹種転換や、それからあるいは伐倒駆除というようなことをもっと力を入れて対策をとるというのができる対応の仕方ではないかなというふうに思っているわけです。

一例を申し上げますと、原の工業団地の横に昔立派な松林がありました。これも養魚池があるというようなことから、あるいは工業団地が近くにあるというようなことから、あそこも松くい虫の空中防除をやめておりました、長いこと。大きな松はほとんど枯れましたが、今新たな、新

しい元気のいい松が自生えといひましようか、生えております。そういうことも見ますと、やっぱり空中防除一本に頼らないやり方というものも我々は考えていく必要があるのではないかとひうように思っております。

それから新宮谷は、いわゆる保安林になっているんだということでございます。ですから、保安林になっているところは所有者が思うように伐採駆除、伐採などはできんわけですから、本当はそういうところを中心的に、先ほど申し上げたような樹種転換だとかあるいは伐倒駆除だとか、そういうことを集中的に行って対応をしていく必要があるというように考えておるところでございますので、よろしくおひいします。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 何が何でも空中防除だということを申し上げているわけではなくて、やはり空中防除も一つの方向であろうと。すべて空中防除をするから松くい虫の被害がなくなるというふうには私も思っておりません。しかし、やめたら相当悪い、拡大をしたというのも事実でもあろうかというふうに思ひます。

それと、ことしのかんがい防備保安林の伐採許可面積が0.22ヘクタール、2,200平米程度しかないということになれば、樹種転換というのはこれは、先ほど申し上げましたように、皆伐まで30年もかかってしまうというようにことであれば、やはりこれもちょっと現実的ではないなというふうに思っております。むしろ保安林の解除を申請をして皆伐をするというように方向でもあればまた話は別であります、しかしかんがい防備保安林でありますので、なかなか伐採面積をふやすということはまず難しからうなというふうに思っております。

何分にも先ほど言われましたように、今の林が80年生ぐらいの林でありまして、今から大きくなっても今の林を取り戻すには80年間かかるわけでありまして。だれもここで生きている人がいないころに、またこのような松の林ができて、これは我々が後世の人たちに引き継いでいくということにはならんではないかなと私は思っております。どうか、この空中防除っていうのも時期がありまして、この季節、マツノマダラカミキリが羽化をして、マツノザイセンチュウを運んでいくこの時期でないと空中防除っていうのはできないわけでありまして、グリーンパークやあるいはアークカントリーで、きょうですか、そういう空中防除がされるわけでありまして、これも含めて今後の対策をおひいしたいと思ひます。

続いて、ごみ処理の活用であります、私がリサイクルプラザに参りましてお聞きしたところによりますと、ペットボトルの全量は大坂の業者が買い取っていくということでありました。インターネットでこの業者を調べてみますと、大坂に数カ所、そして中国とタイランドに工場を持

ってしまして、そこでカーペット状のもの、あるいはじゅうたん状のものを生産をしているということでありました。しかし、それ以上に例えば海外に輸出されとることはありませんかというふうにお聞きしましたところ……（サイレン吹鳴）

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと塚田議員とめて。

続けてください。

○議員（13番 塚田 勝美君） ということをお聞きしたわけですが、そこまで把握はできていないと、業者に渡してしまったら責任はもうないよみたいな話をされました。本町としてもリサイクルプラザに持って行ってしまえば本町としての役割というか、もう責任はないよというようなことになるのではないかなと。町民の皆さんにリサイクルを強要して、ラベルを外して、キャップをとって中をきれいに洗って、そして排出をしていただいている。そこまでの作業をお願いしながら、私が申しあげましたように、このペットボトルが海外に流出をして、そこで大気汚染を引き起こしているというような現実があるとすれば、これは私たちもそういう大気汚染に加担をしていることになりはしないかなという懸念があることと、相当な費用をかけてペットボトルの回収あるいは再生資源ごみの回収をしながら、それが安価な形で海外に持って行かれてしまうことの不合理みたいなことをこのごろ感じているところでもあります。どうか行政としても、その後の使われ方、そういうものに目を見張っていただいて、町民の皆さんにこういうふうに使われていますよということが説明をできるような、そのような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、今、ペットボトルの価格というのが物すごく高騰しております、昨年でトン当たり3万8,900円でありました。私が回収する大阪の業者をインターネットで調べてみますと、年間1万トンの処理を行っているというふうなことであります。1万掛ける3万8,900円というのは3億8,900万円でありました。3億8,900万円をこの業者が払って、指定業者といたしましたかな、鳥取県の、先ほど町長が話されましたように支払っているわけでありました。それがこの前までは、平成17年までは、その業者がお金をもらって処理をしていたということでありました。平成9年はトン当たり先ほど申しあげましたように7万7,150円が、容器包装リサイクル協会から事業者へ処理料として支払われております。平成9年度は1万トンというような扱ひ量ではなかったかもしれませんが、その差たるや5億から6億ぐらいの差が出ておるわけでありまして、多分この回収業者、再生業者としても非常に経営的にもうやっていけない。むしろ海外に輸出した方がもうかるのではないかなと、このように思うわけでありまして、私ももう少し調べてみたいと思いますし、行政の方でも町民の皆さんに説明ができる程度

の調査をお願いしたいと思います。それについていかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。御指摘をいただいているようなことが懸念を持って語られるということについては、これは大変不本意な話でございますから、行き先をもう少し精査しまして、また本議会で御報告ができるようにしたいというように思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） もう時間がなくなってまいりました。バスの問題であります。

町長はもう少し待ってくれというふうにおっしゃるわけですが、既に3年ぐらい待っているわけでありまして、一向に我々の住まいをいたします両長田の谷合い地域にはバスがやってこないわけでありまして、地域振興協議会で協議をしてくれというお話であります。実は私はこの地域振興協議会ができ上がるときに、各協議会に車を1台ずつ配備するという段階で、軽のワンボックスカーということでしたので、願わくば10人乗り程度のそういう対応できる車にしていただけんだろうかというふうをお願いをした経緯がございますが、残念ながら実現せず、各協議会に軽のワンボックスカーが1台ずつ配備をされたということでもあります。何とか先を見るのであれば、そこで10人乗り程度のワンボックスカーにしておいていただければ、南西伯地域振興協議会でもそういう対応ができたのになと、非常に残念に思うわけですが。

それともう一つは、協議会ができておりまして、地域公共交通会議ですか、その中に我が南西伯協議会の会長も1名入っていらっしゃるということですが、願わくばその利用される方のお年寄りの代表、老人会のお方等々やはり入れていただいて、実情を調査をしていただきたいというふうに思います。私は常々家の周りを見ておっても、80数歳のひとり暮らしのお年寄りの方がオートバイ乗って買い物に出られる姿を見るにつけ、何とかこれはせねば、もう本当に時間はないぞというふうに思っております。いつまでも待つのではなく、ある程度時間を区切ってどこまでに結論を出すぐらいな話をしていただきたいと思うわけですが、御所見をお伺いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この問題については先ほど答弁をしたとおりでございまして、町政の中でも重要な課題として位置づけをして考えているわけですが、これだけたってもなかなか結論が出ないということは非常に難しいわけでありまして。先ほど申し上げましたように、いわゆる公共交通で今、上長田線、東長田線走っておりますから、この路線を維持するということが前提になっております。したがって、町の方としては、この上長田線、東長田線を維持しながら、しかしそうはいつでも東長田の地域では八金だとか、そういうバス停まで随分遠い地



域の人の足をバス停までどう確保するのかということを考えるわけです。ところが、さっき答弁でお話ししましたように、いろいろ聞いてみますと、バス停までだったらその病院までとかあるいは役場まで、5分か10分のことですから送ってもらいたいというのが強いわけです。そうしますと従来バスに乗っていた人もバスに乗ることをやめて、例えばふれあいバスならふれあいバスを御利用になるということになる。そうしますといわゆる公共交通機関である本体の東長田線そのものが廃止になる可能性がある。そういうことについてどのようにお考えなのか私は聞いてみたい気がするわけです。廃止になれば、今度は例えば金山から米子の方まで高校に通学している子供が仮にいますと、その子供さんの足も考えていかなければいけないと、こういうことで一挙に問題が広がってくるわけです。ですから、公共交通機関というものを確保しながら、どのようにしていわゆるバス停まで距離の遠い集落の皆さんの足を保障していくのかということなんですよ。ですから大変にこれは難しい問題であります。で、結論が出ない。

町の方ではちょっといろいろ調べているわけです。意向調査もしております。日ノ丸バスの東長田バス停から自宅まで遠い住民という方が八金には3人、それから八子だとか金ヶ崎の住民の方が中心でございます。それから二楸では塚田議員さんの地元なんですけども3人おられるというぐあいに承知をしております。それから金山のバス停から奥にお一人おられるというようなことから、これはおうちに車の免許を持たない、持った人がいない、そういうお方ですが、東長田線で10人あるわけです。それから上長田線ですね、これは入蔵にお一人、驛牛に3人、早田に2人、赤谷に7人というようなことで13人ございます。この人たちに伺ってみると、結局バス停まででは満足されんわけですよ。やっぱり役場までとか、こうするとさっき言ったとおりのことで、例えばバス停までの出入りのふれあいバスを用意しましてもきっと乗っていただけないのではないかと。それでもいいけんやってごせということなのか、いや、そうじゃあ困ると。どうせならやっぱり法勝寺までとか丸合の方まででも行かれるようにしてほしいというお気持ちだろうというふうに思っているわけです。それで結局、こういう問題を突き詰めていきますと、本当にやるならできんこともないと思いますけれども、これ乗っていただかんと効果がない。すぐやめにゃいけんやになるというようなことでもあります。

ですから、今、振興協議会の中で集落づくり計画をやっておりますよ。各集落とももうこの足、交通問題が非常に大きな課題だと。これを何とかしたいということが中心的な課題だというぐあいに聞いておりますから、これをまとめた地域づくり計画が今年度中にできるわけです。その地域づくり計画の中で、じゃあ自分たちは行政に要望するばかりではなくて、どのようにしたらこのふれあいバスを確保することができるのかというような話し合いも、当然計画づくりの中で

きると思います。全部を行政にお願いしますということで、さっき言ったような乗り手のないバスをつくってみてもこれはどうしようもないわけです。すぐやめにやいけんようになります。ですから私は、住民の皆さん方みずからがやっぱり協力をすると。だけど足りんところは役場から支援してほしいというようなみずからの思いというものをこの計画づくりの中で出していただきたいと思っております。それに対して町もいろいろ条件もあるかもわかりませんが、最大の支援をしていかなければいけないというように思っております。

今のふれあいバスの非常に御協力もいただいて、順調に伸びてきております、平均乗車密度ですね。伸びてきておりますけれども、相変わらず1.1台があるわけです。1.1ですね。両長田のお方に聞いてみましたら、よそは空バスが走っておると。それでも走らせちゃうじゃないかっておっしゃいます。そういう御批判もあるわけですよ。じゃあほんなら南西伯地域に空バスを走らせるんですかということなんですけど、それはもったいないっておっしゃいますよ。ですから、矛盾しております。よく調べてみますと、伐株線が1.9人ぐらいですか、そういうことですから、当然これは見直しにかかるわけです、かかってくる。そういう総合的な中で、本当に地域の住民の皆さんが乗らずに守ろう路線バスというようなことにはもうならないわけですし、私は行政側がこうですというようなことではなくて、自分たちのバスだという気持ちを出すには、住民の方から乗って守ろうふれあいバスというようなことで、乗ってつくろうふれあいバスというようなことで、みずから言って参加をしていくようなやり方でないとうまくいかないのではないかと考えて、しびれを切らしながら待っているわけです。申しわけないですけどもそういう状況ですから、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 全く時間がございませんので、バスについては相反する部分がありまして、非常に難しいのは承知してはるわけですが、我々も既に運行開始から3年以上たって、まだ3年ですか、たっておりますが、まだ一回も乗ったことがない方がいらっしゃるわけですから、何とかその足の確保については全力でお願いしたいというふうに思います。

最後になりましたが、会見第二小の存続について、教育委員会ではどのような話がなされているのか。教育委員の方でお話が続けられてると思うのですが、そのような経過がございましたら教育長の方からお話をお伺いしまして、私の質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。第二小学校の存続という観点からの御質問でございます。初日の答弁の中でも少し触れましたけれども、第二小学校に通っております子供たち

の教育環境、そういう観点から考えたときに、きちっと点検をしてみなければならない実情があるのではなかろうかという認識で教育委員の方は思っております。それは同時に、問題意識であるというぐあいに思っております。

少し心配な点を二、三申し上げますと、1つにはやはり学習あるいは学力面ということが考えられるというぐあいに思っております。それから、2点目としてはやはり生徒指導という面で少し心配をしております。一日の学校の中で子供たちは本当にいろいろなことがございますが、例えばの話でございますけれども、その学年が2人だけの学年だったということにいたしましょうか。そうしますとその2人が何らかの事情でけんかをしたときに、逃げ場がなかなかないわけですよ。ほかの多少ようけおればまたそれなりの手当でもあるんでしょうけれども。少人数であるがゆえのさまざまな問題点、そういうものもあるというように思っておりますし、それから中学校の方に卒業後、参るわけでございますけれども、会見小学校の子供たちと一緒に入学をするわけですが、やはりそこを少し心配をいたしております。そういう面から、きちっと論議をして、方向性を明らかにせないけんのかなと、そういう問題意識を持っております。

ただ、質問の全体として、耐震補強ということの御質問でもございますけど、そういう面を考えますと、そういう話し合いの方向がどうなるのかということももちろん大切ではございますけれども、しかしながら、それによって耐震補強が不必要だとかいうことではないと思っておりますので、そういう方向、見きわめをしながら、耐震補強をできるだけ早く実施ができるように進めてまいりたいというぐあいに思っております。以上です。

○議員（13番 塚田 勝美君） 終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で13番、塚田勝美君の質問を終わり、休憩に入りたいと思います。午後は13時再開をしたいと思っておりますので、御参集賜るようお願いをして休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 休憩前に引き続いて質問を続行したいと思います。

会議を再開いたします。

1番、植田均君の質問を許します。

植田君。

○議員（1番 植田 均君） 議長、その前に、私は……。

○議長（森岡 幹雄君） 質問後にこちらから配付をさせます。

○議員（1番 植田 均君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の植田均でございます。

私は今回の質問に先立ちまして、岩手県・宮城県内陸地震に遭われましてお亡くなりなられました方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

それでは質問に入ります。

初めに、入札のあり方について質問します。

町の行う契約の透明性を高めることについては、3月議会で町長と考え方の一致を見ました。しかし、入札の透明性をどのように実現するかが問題であると考えます。現在、町が行っている入札のほとんどが指名競争入札で行われている現状は、全国的な入札制度の改革の流れから見て問題があると言わなければなりません。それは指名競争入札が談合の温床になっているという認識が広がっているためと考えます。全国知事会の発表している入札制度改革に関する指針では、指名競争入札は原則廃止を明確にしています。本町も住民の皆さんから疑惑を受けることのないよう制度改革を進めるべきと考えます。

そこで具体的に質問します。1、土木工事及び管工事において17年度から19年度までの指名願の提出企業数、指名企業数、落札企業数の実数とそのうちの町内企業数は幾らですか。また、その全体の入札数は幾らですか。2、全国知事会の発表している公共調達改革に関する指針で示している指名競争入札原則廃止についてどのように認識されているかを問います。3、入札制度の透明性を高めるためには制限つきも含めた一般競争入札の実施がどうしても必要と考えます。見解を求めます。

次に、3月議会での施政方針では、町長の農業振興の意欲を感じることはできませんでした。農業の置かれている現状から考えると、町が果たさなければならない役割は今まで以上に増していると考えます。そのための職員の体制強化と予算の充実を求めます。

次に、農地・水・環境向上対策事業が関係農家の努力で取り組まれています。この事業の補助金の使途が労務費での支出ができないことに対して、使えるように改善を求める要望が強く出されています。この要望にこたえるべきと考えます。

3番目の質問は、3月議会で合併時に計画された事業の会見地域の進捗がおくれているとの認識はないとの答弁でした。到底納得できるものではありません。

そこで具体的に聞きます。1、会見小学校と会見第二小学校の体育館の耐震工事はいまだ着工できずにあります。このような緊急性のある事業を先延ばしにしてきたことに対し、責任を明確にすべきと考えます。その上に立って計画を早めることを求めます。2、町道天萬寺内線は17

年度開始の事業と計画されていました。町道の事業実施の全体から見てここまで後回しにされてきたことに対し、責任を明確にすべきではありませんか。

次に、合併以前から後退した子育て支援策の復活を求めます。1つは、学童保育の4年生までの実施を求めます。2つには、小学校プールの夏休み中の監視員を町の責任で配置することを求めます。

最後に、水道料金について質問します。

会見簡易水道会計と上水道会計が統合されたことによって、この会計の独立採算を重視する立場から、将来水道料金の値上げが行われるのではないかと心配する声が強まっています。水道は生活する上で欠くことのできないライフラインであり、生活の基盤です。料金統一は課題ですが、それは低位均一化が望ましいと考えます。町長の見解を求め、この場からの質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、ちょっと待ってください。

ここで、町長答弁の資料として配付をすることを求められておりますので、ここで資料配付を願います。

町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、入札のあり方についてでございます。最初にお尋ねの土木工事及び管工事において、17年度から19年度までの指名願提出企業数、指名業者数、落札企業数の実数及びそのうちのおおの町内企業数は幾らか、また全体の入札数は幾らかということでございますけれども、これはここで一つ一つ答弁いたしますと混乱されると思いますので、表にしてまとめて皆様方のもとに今お配りいたしました。この資料をもって答弁にかえさせていただきたいと思います。よろしく願います。

次に、官製談合の防止策と入札制度改革を目的に検討されて都道府県における公共調達改革の指針として取りまとめられたもので、知事会の努力目標ということで強制力はないというぐあいに認識をいたしております。この中で、3番目に、談合を防止する入札制度改革の項に、指名競争入札の原則廃止や競争性や透明性を高めることが談合防止に有効であると記載をされております。しかしこの項の後段には、一般競争入札に移行する上での課題、不良不適格業者の排除、品質の確保、事務量の軽減など困難性も提言されております。制限つきも含めた一般競争入札の実施を再度求めるということでございますけれども、公共調達をめぐる透明性を高め、談合など不正を排除することは行政を預かる者の当然の義務でありまして、そのように執行しておるところでございます。しかし、議員の求められる一般競争入札制度では、談合はなくなるかもわかり

ませんけれども、昨今、公共事業が半減していることも相まって、熾烈な価格競争が行われ、制限価格ぎりぎりでも落札する低入札が多くなっておりまゝです。一般的に建設業では85%が採算ラインと言われておりますが、これを割り込んでの受注はよい結果につながらないと思ひます。県におきても品質低下と下請たつき排除のため、これまでの入札制度を改正するようにしているところだす。

このような状況の中、南部町が一般競争入札に移行した場合、町内の建設業者が何社生き残れるか危惧されるところでござひます。このことは町内に事業所をお持ちの企業で結成されている南部町建設業協会の存続にも影響を与えかねません。防災計画にも記載されていますが、南部町建設業協会は災害発生時には緊急対応をすることになってはいますが、対応できなくなるといったことも予測できて、結果、町民の皆様に不利益をもたらすこととなります。さらに懸念するのは、冬季の除雪に影響があることだす。12月1日から翌年3月末までの4カ月間、除雪作業を委託し、除雪用機械を常駐させることになってはいますが、これまでの経費でできなくなることも考えられます。利益がなくなれば機械を保有できなくなることからだす。機械リースで対応することは、今の契約、すなわち実働時間のみ支払ってあります。待機はさせても実働時間のみ支払っているわけだすけれども、そういうことは不可能となってまひります。ほかにも雇用や地域経済によい影響を与えないと思ひているわけだす。不良不適格業者の排除、的確な品質の確保などを考慮するとき、地域を限定したとしても町が発注するような一般的な建設工事にはなじまないのではないかと考えてあります。とは申しましても、私も入札のたびに安くお願いしたいと申してあります。透明性と品質を確保しながら、適切な価格で契約ができるように入札制度の改定も含め、検討しておるところではござひます。現在の本町の入札については、130万円以上2,000万円未満は指名競争入札、2,000万円以上、建設工事の場合だすね、それから5,000万円未満、建築工事1億円未満は、簡便型の総合評価方式指名競争入札、これ以上の物件については一般競争入札をして対応しておるところでござひます。

次に、農業振興策についてでござひます。南部町における農業施策の柱となっているものは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、農業振興地域整備計画、水田農業推進協議会の南部地域農業ビジョンにあるとおり、水田においては水稲、大豆、ソバ、白ネギを初めとする野菜、花卉、花壇苗、葉たばこ、山菜など、畑作樹園地においてはナシ、カキ、イチジクなどの振興を、また畜産における肉用牛、酪農の振興を位置づけてあります。この中で系統出荷のみならず、直販の重視、地産地消の推進を位置づけてあり、平成16年度より始まった南部町食材供給連絡協議会による学校給食などへの食材の供給は、平成19年度において約600万円程度の

供給となっております。また、平成19年度の直売所の売り上げも、町内3カ所のふれあい市、まごころ市、めぐみの里で4,000万円を超えておりますし、野の花で1,000万円超、アスパルで6,000万円を超える売り上げを上げており、今後も順調に伸ばしていくために支援をまいります。

現在、南部町では集落営農の寺内法人、福成法人以外に2集落で集落営農が立ち上がり、集落営農を推進するプロジェクト委員会には8集落の代表が参加しておられ、今後集落営農組織の育成に集落の自主性を尊重しながら取り組んでまいります。

また、平成19年度より南部町特産品ブランド化研究会を立ち上げて地産地消の枠を超えた南部町農産物加工品などのブランド化を図っていくため、実行計画を策定し、取り組んでいく考えであります。

農道などの工事関係や地籍調査事業は建設課で業務を行っておりますので、以前の体制からいえば産業課の人員は減員となっておりますが、町全体の業務の効率化を考えて、人員体制の整備を図っているところでございます。産業課の人員配置や予算などにつきましては、施策の充実に伴って必要があれば体制の整備や予算の措置を行い、農業振興に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

2点目の、農地・水・環境保全向上対策事業の補助金について、労務費の費用弁償に使えるように変更を求める声が強いかどうかという質問にお答えしてまいります。

農地・水・環境保全向上対策事業は、将来にわたって農業農村の基盤を支え環境の向上を図るため平成19年度から新たに取り組んでいる事業です。この事業の交付金の使途についてであります。南部町の取り組みとしては、作業賃金、いわゆる労務費の費用弁償には使用しないという独自の取り組みを活動組織との間で確認し、実施しているところであります。この独自の取り組みについては、地方公共団体が一定の負担を行うことを踏まえ、本対策の趣旨、目的と合致する範囲で政策誘導を行うために、地方裁量が認められておまして、これにより取り組みを実施しておるところであります。

この取り組みの実施については、農道や水路の草刈りや泥上げなどはこれまでも自主的に行われてきた活動であり、今後も継続的に行う活動でありますので、作業賃金には交付しないことが適当であると考えて実施しているところです。今年度は2年目ということもあり、現在取り組んでいる活動組織については、年度計画や資金計画などにより実施中でありまして、今期の地方裁量を変更する予定はございません。

農地・水・環境保全向上対策の実施状況であります。平成19年度は11地区の活動組織で

草刈りや泥上げなど基礎的な共同活動から施設の点検や補修などを行うとともに、生態系保全や景観形成保全などの取り組みにより、子供会や老人会などと農業者が一体となって地域の活動として取り組みがなされているところであります。今年度は新たに3つの活動組織が加わり、合わせて14地区、農地協定面積は約290ヘクタールで実施の予定でありまして、町内の約3割の田が保全されることとなります。今後も新たな活動組織の協定に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併後の事業の進捗についてであります。特にこの会見地区の事業の進捗のおくれについて説明を求めるという趣旨でございます。

まず、合併協議に伴う町づくり計画の中で示された会見小学校や会見第二小学校体育館の耐震補強工事がいまだに手がついておらず、優先度をおくらせたことをどう認識しているのかという質問でございます。このことについては前にもお答えしたと思っておりますが、改めての御質問でありますのでお答えをしております。

議員御指摘の事業につきましては、合併協議の際の主要事業の一つとして、それぞれ平成19年度予定事業として整理されておりました。またこの中には、西伯小学校の全面改築や会見小学校後ろ校舎の耐震補強改修事業も一緒に計画されております。新町が発足し、私が首長としてその任に当たらせていただくこととなり、町財政の見通しを踏まえ、改めて一つ一つの計画をその実現に向け再検討した結果、まず西伯小学校の全面改築を見直し、耐震補強大規模改修工事に変更いたしました。また、会見小学校体育館の改築予定も同様に大規模改修工事とすることとして御説明をしております。また、先ほど申し上げましたように、計画の中での事業年度は会見小学校体育館が平成19年度、西伯小学校が平成20年度から3カ年計画でということになっておりますが、西伯小学校を改修工事に変更したことによって、早急に校舎の雨漏り対策や耐震補強工事を実施しなければならなくなり、年度を早めて平成17年度より年次的な改修工事に着手いたしており、このことは議員も十分御認識のことと思います。

次に、会見小学校後ろ校舎の耐震補強改修工事につきましては、計画どおり昨年度より着工し、耐震補強計画の認定を受けましたので、今年度、耐震補強並びに改修工事を予定しており、このことも議員も御承知のことと思います。

また、会見小学校体育館の改修工事についても、合併協議において予定した年度より1年おくれではありますが、今年度、耐震補強計画の策定を予定し、予算化もさせていただいております。これもまた議員もよく御承知のことでございます。

三位一体の構造改革の実施やその後の町財政の悪化、さらには計画内容を変更せざるを得なく



なった状況などをよく御理解をいただきまして、仮に御質問のような御指摘が町民の皆様からあったにしても、御理解いただけるように御説明していただきたかったと思っております。

会見第二小学校体育館の耐震補強につきましては、現在、並行して実施しております会見小学校や西伯小学校の同様の工事の進みぐあいを見ながら事業年度を確定したいと考えておりますが、あわせて3月定例議会で同僚議員の御質問に教育長がお答えしておりますように、南部町の教育を考える会を設置し、長期的、総合的に今後の本町の学校教育のあり方を検討するようでありますので、そうした論議にも耳を傾け、判断をする必要があると考えております。

次に、町道天萬寺内線のおくれについて説明を求めるといことでございます。町道天萬寺内線の件につきましては、平成19年9月定例議会の植田議員の一般質問で、早期着工を求めるとの質問に対し、明確に経過や建設計画、関係集落の説明状況やおくれたことに対する地元の御理解を得られたことを説明しております。議員も地元議員さんですから、集落役員さんからお聞きいただき、よく御理解をいただいているはずですが、再度のお尋ねでございますので説明いたします。

この町道の事業計画は、平成16年度に延長400メートル、幅員4メートル、一部歩道7.5メートルとして計画し、平成17年度に認可されるように要望をしておりますが、国の公共事業抑制、いわゆる対前年比8割というような方針によって、県の総枠調整、いわゆる新規事業対策の抑制の結果、事業化できず、補助事業としては平成18年度以降へ先送りとなったのであります。このことから、平成18年度起債事業として検討を続けましたが、平成18年度予算は町全体で5億円ものを基金取り崩しを行わなければならない厳しい財政状況を背景にしての予算であり、新規事業を行うことができなかつたものであります。しかしこの間も補助事業として県と協議を続け、平成19年度新規事業としての内諾を得たことから、事業全体も見直し、平成19年度では調査設計、20年度、本年度から工事に着手することとなりました。今後は集落や地権者の同意をいただき、工事着手の運びとなります。議員におかれましても、この事業が早期に完了できるように御協力をいただきたいと思います。

次に、子育て支援についてでございます。学童保育の4年生までの実施を求めるといことでございます。

まず、経過から触れさせていただきますと、合併前は会見町では1年間を通じて4年生まで学童保育が実施されておりました。一方、西伯町では1年間を通じては3年生までで、長期休業中だけ4年生が入所できる状況でございました。合併協議会では両町の現状を分析、検討された結果、1年間を通じて3年生までと結論を出されました。その後、平成16年11月に保護者の皆様と懇

談会を開き、その席上で合併協議会でのまとめも尊重しながら、対象学年を今後検討していきます。それから4年生になったら学童保育だけがすべてではないので、地域資源、例えばスポ少、習い事などを利用することも考えていただきたいというぐあいに申し上げました。そして検討した結果、長期休業だけは4年生までとし、平成16年度に会見小学校、会見第二小学校に通学する1年生から3年生は4年生になるまで利用できることとしたのであります。近年、小学校の下校途中の殺傷事件が発生し、保護者の方が不安に思っておられることは理解できますが、児童の安全は地域全体で考えなければなりませんので、各機関と連携して安全を図りたいと考えております。対象学年については今後も検討はしてまいりますけれども、現状で御理解をお願いいたします。と思っております。

最後に、水道料金についてでございます。昨年12月議会で同僚議員さんから同様な質問があり答弁しておりますが、水道事業を運営する町としても、同じ町内ですから統一料金がよいと考えますが、合併などの経過もありまして、やむを得ない状況にあると思います。合併協議会の中で水道事業について協議がされておりますが、水道の供給体制、使用料は現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後、水道事業の統合及び料金体系の検討を行うと合併協定書に記され、水道事業の統合について検討を行い、平成19年度から統合事業に着手しております。料金については平成17年10月から公共料金審議会を設置し、水道料金や下水道料金などの検討をお願いしましたが、旧町で料金体系が類似していた下水道使用料統一が先行され、水道料金の改定は下水道使用料金の改定終了する平成22年度以降に先送りされることになりました。

水道統合事業計画の中では、平成20年度に上水道と池野鶴田地区を除く会見簡易水道と馬佐良簡易水道を上水道事業に組み入れ、平成22年度にはすべての簡易水道を上水道事業に一本化する計画です。企業会計の上水道事業になれば独立採算が原則となり、地方公営企業法では料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとしておりますし、水道法では料金について、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、公正妥当なものであることと規定しております。会計統一をしていく中で、安全で安心な水の安定供給を図るための将来的な施設の改善計画などを考慮し、現行の料金体系も参考にしながら健全経営を目指した適切な料金体系を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 答弁漏れがあるんですけども。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 夏休み中のプール開放事業についてお答えいたします。

町内各小学校の夏休み中におけるプール開放事業につきましては、子供たちの体力づくりや仲間づくり、学校教育施設の有効活用といった観点から取り組みを行っております。

西伯小学校では、合併以前からP T Aの皆さんの御協力により、夏休み中のプール開放事業を行ってきました。会見小学校と会見第二小学校では、合併前は教育委員会で雇用いたしました監視員とP T Aが協力してプール監視を行い、プールを開放してきた経過がございます。こうした経過を踏まえながら、合併後のあり方としては、夏休み中は子供たちを家庭や地域へ返すという観点から、P T Aの皆さんに御理解いただき、プール監視の御協力をいただきながら実施をしているところでございます。会見第二小学校におきましては、児童の家庭数が少ないため、平成17年度及び平成18年度におきましては、従来どおり教育委員会雇用の監視員さんを配置して開放しておりましたが、昨年度からはP T Aで頑張ろうという結論を出していただき、他校と同様な形でプール開放に取り組んでいただいております。

町教育委員会としましては、町内すべての小学校でのプール開放事業に取り組んでいただく監視員の皆様を対象に、事前に救急救命の講習会を実施するほか、傷害保険についても加入し、監視の協力をいただきやすい体制づくりに配慮し、安全・安心な事業実施に努めているところであります。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） それでは再質問をしてみたいのですが、まず、入札のあり方の問題で資料を出していただきましたが、まず、指名願を提出されている企業の中でどれだけの指名が行われているのかという実態がわかってきたわけですが、ここで町長が指名競争を続けていく理由として、町内企業が一般競争にした場合に存続できなくなるのではないかということの関連で、そのような指名競争を続けていく妥当性があるんだというような説明だったと思うわけですけれども、私は公共調達でまず一番に大事にしていかなければならない問題は、その契約の透明性をまず第一にしなければならないということを考えてみますと、町内の指名を願われた人に、まず指名に門戸を広げるということになると、指名じゃなくていいわけですから一般競争にするのが妥当だと、これが私の結論なんですけれども、制限つき一般競争入札をやってもだめではないかという理由がよくわからないんですよ。地域要件を設定して一般競争にすれば、地元企業も配慮できるってことは言えると思うわけですけれども、なぜ一般競争ではだめなのかと、町長のその辺のお考えを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。まず最初に、配付させていただきました表をちょっと御説明させていただきたいというふうに思います。

植田議員さんの御指名の土木工事と管工事ということに分けてくださいということがありましたが、管工事業といいますのは宅地内における鉄管とかそういった施設の事業でございます、恐らく管渠布設工事等が目立ちますので、そういうものを含めて管工事という御指摘ではなからうかということで、こういう農業集落排水ですとか公共下水の工事も管工事の中に含めておりますので、それは御承知おきいただきたいというふうに思います。

それと、地域要件を制限つきで一般競争入札ということでございますが、南部町だけを地域制限をして一般競争入札に付するということは、これ自体できません。余りにも業者数が限定されるからであります。今、県のただいまの入札制度では3,000万円以上の工事につきましては地域限定、これは3ブロックに地域限定をしております、公募型一般競争入札ということにしてあります。これも20社以上を対象としてあります。それと総合評価方式一般競争入札は3,000万から6,000万円までは天神川を境界として2ブロックで実施されております。それとこれは24億円までの枠です。24億1,000万円を超えますと全県一区として一般競争入札制度というものを利用しております。この総合評価式一般競争入札、米子市でも行われております。米子市を地域限定とされているのかもしれませんが、県の発注計画、公募型限定でもかなりの申し込みが、20社以上の申し込みがあるわけですが、先ほど町長も申しましたが、公共調達には透明性ばかりではなく、公平性、競争性、透明性が求められております。

その中で、こういっただれでも入ってこれるといような入札制度にしますと、先ほど町長が言いましたように、地域の確保、地域を守る、また地域の雇用を守るという観点からいたしますと、ちょっと長くなりますが、6月期に入りまして、米子市内で4社が倒産をしております。廃業が1社でございます。再生法の申請が建築業で1社出ております。なぜかと申しますと、最低価格ラインぎりぎりの応札が激しくなったからでございます。20社参加して10社が失格になるような現象は、これは全く異常な現象ではないかと私は思っております。それとこの倒産された4社、約80名の正社員がおられます。80人の御家族合わせまして二百数十人、一挙に路頭に迷うといようなことになります。今、南部町内でいろいろな業種を合わせまして9社か10社でございます。とてもこの大きなA級企業に立ち向かっていけるだけの資産といえますか、資本はないというふうに考えております。ですから、県でも今、制度を見直しておりますけれども、充実した制度に見直しながら、簡便型の総合評価方式指名競争入札というものをこれからも行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） それにしましても、今の町のやっている指名のあり方っていうのは納得いかないわけですね。といいますのは、指名業者の数と偏りが見受けられるわけですね。それで私が調査しました中では、3月議会で金額によって指名の参加業者数が基準を述べられましたけれども、それに達しない入札が数多く見受けられました。その点、細かくは言いませんけれども、そういう現状だということは認められますか。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。3月にお答えいたしました金額ごとの指名業者数でございますが、これは19年の12月1日に指名委員会で決定をしております、数にいろいろ誤差が出ておると思います。それ以前は17年度の4月1日の施行を適用をしております。ですから、単純に割り算していただくとそういうことにはならないかというふうに思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） そのような答弁、今から聞くのでは説明になってないということを行わなければなりません。そのような説明をされるならば、19年の12月からこういう基準にしたんだということを言われるべきではありませんか。それ以前はこういう基準でやってきたんだと。そのような説明がなければ、誠実な議会答弁とは言えません。

それで、やはり指名競争入札でどこまで公平に指名が行われているのかというのは、やはり透明性を確保する上で非常に問題だと私は考えています。それで、指名業者数を確保するのに地域限定でなかなか難しい面があるということはあるのかもしれないですけども、鳥取県西部とかそういう基準で、本当に入札の機会を公平にしながら、どの会社だって存続する権利はあるわけですから、公共事業がまず公共調達をするのは、住民から大切な税金を預かっているわけですね。それを最大限に有効に活用するっていうことが、行政として第一になければならない姿勢だと思うわけですよ。経済状態でなかなか厳しい企業経営が続いているっていう状況はわかりますけれども、それによって入札制度をゆがめるようなことがあってはならない、これが私の見解ですけども、そういう点から、町長はどのように入札制度の改革を進めていく考えなのか、これまでどおりでいいと思っておられるのか、その点よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。税金を大切に使うということや、あるいは入札制度をゆがめてはならないということについては、もう全く植田議員と同じ認識でございます。談合が起き

ないような入札というものを模索しております。

以前に比較して今は警察だとかあるいは公正取引委員会だとか、そういうところに情報提供をしますよと、もちろん談合はしていないという宣誓書をとって、その上での入札を行っております。それから先ほど申し上げましたような、簡便型の総合評価方式というようなものも取り入れてやっておるところでございます。いずれにしてもなぜ一般競争入札にすぐ踏み切れないのかということは、これは知事会の答申でも出ておりますように、やっぱりそういうことを原則にしながらも、現在ある地域の事業者というものの雇用だとかあるいは先ほど申し上げましたような災害対応だとか、そういうことにも考慮しなければいけないというところがあるわけです。結局、透明性は高めた、しかしこの辺でいえば米子の方の大手がほとんど事業を受注して、この地元の企業は全く受注がなされないというようなことになれば、この地域の経済の問題もあります。この町で失業者が出るというようなこと、あるいは災害時にそういう重機などがどうしても必要になってまいります。先般も防災訓練をいたしましたけれども、そういう災害時の重機、それを扱うオペ、そういう人も一定の雇用という条件のもとで雇用しておかなければ、万一のときには対応できないわけでありまして。機械だけあってもどうしようもないというようなこともあるわけでありまして、そこに悩みが深いわけでありまして。しかし、植田議員のおっしゃる透明性を確保しなければいけないということは、もうこれは世の中の趨勢でございまして、そこは大いに同調できるわけでありまして、入札における公共調達のある方というものを今後も絶えずこれでいいというぐあいに満足しないで、改善をしていく方向で検討していかなければいけないと、このように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 私は町の行われている入札が地元の業者を優先するだけの指名のやり方になっているかっていう問題意識も持っています。こればかりやっても次の問題に進めませんので、私は再度、指名競争はなくしていくべきだということを言っておきますし、それからもう 1 点だけ、3 月議会で 94.7%が高落札ではないかと私は言ったわけですけども、高いとは言えないというような答弁いただいております、その点の認識、それでいいんでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。ちょうど今、その数字は覚えておりませんが、結局、予定価格というものとあるいは設計額、それから入札額あるいは落札額、そういうことを十分に承知しておれば、決してそういう結論は導き出せないというように思っております。

すなわち、設計額があります。100なら100であります。これに予定価格というものを定めるわけであり、予定価格を定めるわけ、この時点で100から相当足切りが行われます。95パーだとか90パーとか、いろいろなケースによって、要は100のものを95ぐらいの予定価格を、あるいは90ぐらいの予定価格、もうその時点で縮減されるわけ、縮減。その予定価格に対して入札をするわけ、予定価格よりも下じゃなければ落札になりませんから。そうしますと例えば100のものを95にして、その95よりも下じゃないと落札になりませんから、例えば93で落札したとしますと、95に対して93は何%なのかというような理屈になるわけ、93で落札したときには、一番もとの設計額からいいますと7もポイントが落ちて、そういう理屈であります。ここのところの理屈がよくわかっていないと、単純に予定価格に対して97だとか、96は談合が行われたのではないかというようなことを推測されるわけ、なんですけれども、決してそういうものではなくて、一番最初の設計額からいいますと、予定価格があり、予定価格以下じゃないと落札になりませんから、もうこの予定価格時点で相当数の減額がなされておるといことでございます。ですから、そういう仕組みの中で入札を行っていただいておまして、私は適切な落札価格で落札していただいているのではないかと考えております。

それから、先ほどちょっと申し上げませんでしたけれども、建設課長が言いましたように、今、低価格入札ということが非常に大きな問題になっております。いわゆる予定価格を例えば100にいたしますと、制限価格というのも設けます。制限価格を80ぐらいにするわけ、80。そうしますと、何も考えずに公表された100の予定価格に0.8掛けて出して、あとはもう神頼みみたいなような世界が起きているわけ、0.8ですね、0.8以下になれば失格になりますから。そういうことで、低価格入札ということが実際に起きて、そして結果はどういうことかとい、いますと、公共調達品質が非常に悪くなるという弊害が出ております。したがって、県の方ではこの低価格入札というようなことをとらまえて、制限価格も公表しないというようなことをまた新たに始めつつあります。

ですから、片方の一般競争入札で透明性を高めるということはなるほど確保できる。しかし一方で、そのような、先ほど来申し上げているようなさまざまな弊害も同時に起きている現実なんです。ですから、そこをどのようにして良質のものを安く、透明性を高めて公共調達できるのかというのが課題でありまして、これは立場を超えて検討していい制度にしていかなければいけない、このように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 落札価格について聞いたわけですが、私は落札価格っていう

のは町長が言われた予定価格というのは、設計価格から何ぼか落としているというふうに説明されましたけども、これは普通、南部町の場合そうしているのか知りませんが、私が聞いている範囲では、設計価格が予定価格であって、それで落札希望価格っていう設定をする場合があるというふうに聞いておまして、その設計価格を落札予定価格とするということは、普通の場合はそうではないですか。町長の認識が間違っているんじゃないですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。植田議員は全く実態を御存じないなというぐあいだと思います。設計価格と予定価格は異なります。設計価格を100とすれば、例えば予定価格は98であったり、95であったり、90であったり、それは工事とかいろいろな状況によって違っておられます。ですから、設計価格が予定価格ではございません。南部町の場合はそういうぐあいにして進めております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 南部町のやり方としてそのようにやっているということをお聞きしたけれども、私はそういう認識は持ってなかったもので、南部町のやり方としてそういうことだということをお聞きしますが、それで、低入札の問題言われましたけども、低入札で単純に8掛けして入札にやってくる業者がおって、それが粗悪な工事をするっていうようなことを、実態もあるということをお聞かせたんですけども、全国的にこの低入札をどうして防止するかということは、ちゃんと積算の資料を提出させる、そういうことで防止する対策を、もう全国進んでるところはそういうことをやっていますので、そういうところを勉強されれば全然問題ないわけですよ。本当に何ぼでも防止する方法はありますし、それから低入札を防止するのは最低制限価格も設定できますし、当然、品質を担保するためにはそういうやり方、やっているわけです。何ぼでも方法があるので、町長の認識は間違っているというふうに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。先ほど低入札を防ぐ方法は幾らでもあるというふうに御指摘をいただいたわけですが、ただいま鳥取県でも81から82ぐらいを制限価格とかに設定をするように、これも変動型で設定をするようにしておりますが、これを85%ぐらいにしようかというような動きをしております。その制度でございますが、3分の2から82と80とかいうふうに決まっておりましたが、これは上限を撤廃をして、そういうふうな率になるような方式を今、検討されているところでございます。

それと、内訳書を提出させてできるかできないかというようなことを申されておりますけども、



制限価格のない工事もあるわけでございます。そういった場合、最近の工事を見ますと70とか、コンサル業務につきましては50を切るような入札が発生をしております。建築工事におきまして7億数千万の工事が5億で落札されたというような事案もございます。業界ではこの工事がまともにできるかどうか注視をしているところでございます。

なかなか低入札を防ぐという方法は、いろいろ私どもも勉強しておりますが、制限価格いっばいを予想しながら応札されるということでございますので、本来、工事費というのは公表されております積算ソフトにより積算されるので、すべてどの業者さんのソフトで計算しても設計額とほぼ近いものが出るわけです。ですから、それぞれの会社におきまして実行予算を組まれて、その会社の応札額が決定されなければならないものが、8割前後の制限価格を予想することだけで応札されてるという状況の中では、なかなか防止することは難しいのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 私は低入札のことを別に問題にしているわけではなくて、高落札ということの問題にしております。南部町の現状は250万以上の落札率が予定価格に対して94.7%だということの問題意識を持っておりまして、それを住民の納めていただいた血税を有効に最大限活用するために入札制度の改革を求めています。

引き続き、町長も今のままでいいとは言われなかったもので、私もよりよい提案ができるように勉強をしておりますので、私はその点言っておきますけれども、やはり最後にこの問題でもう一つだけ言いたいのは、最初にも言いましたけれども、その入札に参加する門戸を恣意的に選択する指名競争は問題だと、このことは言っておきたいと思っております。それで次に進みます。

農業振興策について。私は今年度の施政方針で町長の今の農業振興に対する意欲がないというふうに言わせていただきました。というのは、施政方針を聞いておりまして、今までの施策のこれまでどおりのお話だったと思っております。きょうの答弁でも、新たな発展した話は出てこなかったと思っております。

それで、今の農業の置かれている現状から見れば、町の果たすべき役割の大きさというのを感じておりまして、最近、産業課が行われましたセミナーといいますか、大山町の取り組みを紹介する機会がありまして、私ぜひ行きたいなと思っておりますけれども、時間がとれなくて欠席したんですけれども、そこで大山町が本当に戦略的に農業問題を取り組んでおられる話を参加された方から又聞きしたわけですけれども、やはり今、農業を何とかせないかんというのは多くの農家の皆さんの声です。

といいますのは、地域振興区を回りまして会長さんたちと懇談する機会がありまして、そのときにも会長さんたちもおっしゃいましたけれども、農業を何とかせないけんがな、おまえ、もうちょっと考えろやみたいな話を言われるわけです。皆さん共通の思いになっておりまして、そのことを役場が果たすべき役割というのの大きさもあるんだと思うわけです。

それで、ことしの農業費というのが当初予算で組まれておりまして、これが4億2,476万円ですよね。それで、その中の農業振興費が6,566万9,000円。これは農業費全体に対して15%です。この農業振興費が予算の全体で何ぼになるかといいますと、1%なんですね。ここにやっぱり南部町の農業振興に町長がどう取り組まれていこうとする姿勢があらわれているのではないかと思うわけですが、町が果たすべき役割、増しているという認識はありますか。その点、お考えをお聞かせください。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 最近の農業をめぐるさまざまな情勢、特に穀物需給の逼迫から農産物の価格が上がっておるといようなこと、そのことが消費者や畜産農家に大きな影響を与えているといような実態があるわけございまして、これはいつの時代でも、農業に対する国や県、市町村の責務の大きさといったものは大きいものがあるだろうと、このように思っております。特に今回、このような国際的なそのような状況を踏まえまして、南部町においても行政の果たす役割は大きいだろうといように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 果たすべき役割が大きいことは認識していても、この程度の予算しかつけておられないということを私は問題にしているわけですね。私は、今の地域振興区の会長さんたちも、自分たちは住民として頑張っていくんだけど、町がもっと全体をまとめて発展させていくという構想を示していく必要があると思う。

というのは、私も議員をさせていただきまして、各地の行政視察に行かせてもらいました。愛媛県の内子町とか、大分県の大山町ですとか、そういうようなところのいろんな元気を出しておられる取り組みを見せていただきました。そこには本当に町のリーダーシップが大きく働いている現実も見せていただきました。そういうことを、やっぱり住民の皆さんが元気が出せる町政ということをやっていかなければいけないと、そのことを、一般論ですのでこれ以上は言いませんけれども。

次に、農地・水・環境対策補助金の活用方法ですけども、私は手間地区に住んでおりまして、この間、農地・水の農村協議会の総会がありまして、どのようなお話が出るのか、聞きに行かせ

ていただきました。本当に耕作放棄地を何とかせないかんとか、遊休農地の問題だとか、それから水路保全だとか、本当に一生懸命努力されている姿に頭が下がる思いで話を聞いておりましたけれども、その中で、遊休農地の草刈りだとか、そういうのを農村協議会の全体で仕事をするようなことばかりがあるわけではない。そういうのを、ある役員とか何人かに出ていただいて作業をしてもらうことが多い。そういうところに労務費として支出ができるように改善してほしいということが強く出されておりました。

それから、中には御老人で、自分の田んぼを自分で管理できなくて、それでシルバーさんに費用を出して草刈りを頼んだり、近所の方をお願いして、手出しで農地を管理しておられるような実情も聞いております。これが農地・水・環境保全の費用で活用できたらどんなに喜ばれるだろうということを言っておられまして、ぜひその点は改善されるように求めたいと思いますが、再度、その考えはありませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの農業の関連でございますけど、これで言いたいことを言ってお終るといふことなんだったわけですけども、町ではやる気になっていただく農家の後押しをしっかりとすること、チャレンジプランと、これは県の制度でございますけれども、こういうチャレンジプランを支援をしております。ことしは会見果実部だとか、農村振興公社だとか、それから個人のナシ農家だとか、そういう皆さん方にチャレンジプランで支援をしておること、ということでございますから、こういう機会を通じてやってやるんだと、やりたいという希望をなさる方があれば、遠慮なしに産業課の方にお申し出いただきたい。これはしっかり支援をしていきたいというように思っております。

それから、振興区の取り組みでございますけれども、振興区でも、農業に着目したさまざまな取り組みがなされております。現在、マコモを法勝寺地域振興区ではやってみようということで、現に植えておられます。それから、南西伯の方ではウドを活用した地域おこしはどうかということでございまして、そのほかにもホタル米をつくったらどうかとか、そういうさまざまな話があるわけですし、私は非常にそういう特徴的な取り組みに期待もしておりますし、そういう支援を今後していきたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、農地・水の関係なんですけれども、する気があるかないかということでございますけれども、非常に私は農地・水の制度は、はっきり言ひまして、補助採択を受けるには非常にうるさい制度であります。全国的に、あんまりうるさくて、取り組むあれが少なかったと、団体が少なかったということになっております。それは、記帳の問題、それから効果の問題だとか、と

にかくいろんなものを要綱の中で定めて、求めているわけです。もしそういうことが満たされない場合には、これは補助金返還ですよということが言われて取り組まれました。

その中で、従来から行われているような草刈りだとか井手さらい、共同で皆さんやってこられましたけれども、これは集落営農をどんどん進めていく、あるいは認定農業者の制度を進めていけば、認定農業者は地域の井手さらいや地域の草刈りといったことをとても全部できないと。認定農業者を政策的に進めていますから、できないと。だから、そういう人ができない分を手助けといひましようか、かわりにその地域の農業者や、あるいは農業をしていない人や一般の人も交えて、環境といった観点から支援をしていこうと。そういうことについて補助金を交付しますという、こういうことなんです。全部ではありませんよ、もちろん。そのほかのいろいろ要件もありますけれども、そのことも一つの要件になっているわけです。

そうしますと、認定農業者がどんどんできて、国の言うような体系でどんどん農政が進んでいけば、これは当然地域の草刈りや井手さらいはなかなかできませんから、農地・水・環境保全の事業でそういうことをなさる人にお金を支出するのもやぶさかではないと思うわけですが、先ほど申し上げましたように、集落営農もほとんどできていない。わずかな数であります。それから、認定農業者もそんなにふえていない。そういった実態の中で、片方のいいところだけ食べて逃げるようなことを認めますと、私は政策の整合性が合わないことになってくるというように思っているわけです。

ですから、繰り返しになりますけれども、そういう政策の進捗状況とあわせてこの制度が進んでいくべきだというように私は思っているわけです。そうしませんと、今現に自分たちでやっている地域共同体の仕事が、地域コミュニティーの仕事が、お金がなくなればしないということになりますよ。そういうことにつながってくるのを恐れております。ですから、認定農業者などのどんどんやっていく政策の進捗にあわせた、一方ではそういう対策も必要ではないかというように思っております、今はまだそういう必要はないというふうに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） どんな思いで、今、皆さん方がこの農地・水・環境対策に取り組んでおられるのか、町長は御存じなんでしょうかね。私は、耕作放棄になって荒れている田んぼをこの協議会の方々が草刈りして、耕して畑にしようとか、借りて畑にしようじゃないか、みんなの力でというような取り組みをされたり、本当にあそこの田んぼはもうおじいちゃん、おばあちゃんが年とうなって、だれもつくるもんがおらんでそのままになると、これをみんなで何とかしようと。本当、今、ボランティアでやっておられる、そういう人たちの思いを、お金が出

んようになったらやらんようになるって、人をね……（発言する者あり）いやいやいやいや、そういうような町長の認識は、私は現場を見ておられないと、私はそう言わなければならないと思います。（発言する者あり）いいえ、私は、そのように頑張っておられる方を支援していくべきだということを言っておきたいわけです。

○町長（坂本 昭文君） 支援はしております。

○議員（1番 植田 均君） いいえ、使えるように支援をするべきだと。

というのは、国の要綱でも、これは地方の裁量で町長がしていないだけであって、国の要綱は使えるようになっているんですよ。そのことをまず言っておかなければなりません。反論がありますか。

○議長（森岡 幹雄君） あえて質問者からの反論を求める発言でありますので、どうぞ。

町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。私が言いましたのは、植田議員さんのおっしゃる、その新たなことですね、例えば地域の今まで手がかかっていないようなところをみんなで広場にしようやとか、そういうことの取り組みというようなことにまでいけんというようなことを言っておりませんよ。それは個別、具体的に産業課の方に御相談に行かれればいいわけでありまして、従来からやっていた泥上げだとか草刈りだとか、そういうことにお金を支出する状況にまだなっていないと。それは認定農業者や集落営農がどんどん進んで、そういうことに手が回らんようになったというような状況が生まれていないから、政策として片肺飛行になるということを言っているわけです。そういうことにお金を一度交付してしまいますと、植田議員、なくなったときにはしませんよ。それを恐れております。そういうことを申し上げて、答弁とします。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 私は本当にお金がなければ人はやらないんだろうという、人を信用しない町長の体質がここであらわれたと思いますよ。本当に今この取り組みを通じて、地域を何とかみんなでしていこうという機運が芽生えているんですよ。それを応援しようとしらない町長の姿勢は大変問題だということを言っておきます。

それで、次へ行きます。

まず、合併後の進捗の問題で、このことについてもいろいろ言っておりますけれども、私は一つ思い出していただきたいことがありまして、ここに持ってまいりましたけど、これは、16年の12月議会での町長の所信表明を改めてここで町長に思い返していただきたいと思っておりますけれども、読みますけども、合併協議会における合併協定書やまちづくり計画についての考え

方であります。両町合併における最も重要な文書として、また合併の審議において尊重しなければならないものと考えております。

これを思い出していただきたいんですけども、私は再三、学校施設の耐震化が後回しにされてきた問題について議論してきましたけれども、本当に町長はこの問題に真剣に取り組む姿勢があるのかということはずっと思っております。新町まちづくり計画で年限を定めたことはそんなに軽いことだったんですか。（発言する者あり）いいえ、私は何度でも言わなければならないと思っておりますけれども、合併の審議において最重要に位置づけた文書だと言っているんですよ。そのことを本当に軽々しく扱っておられるということをお願いしたいと思います。

それで、学校施設、会見小学校の体育館は21年でしたか、22年ですか、工事をやるということをおっしゃったんですけども、再度それを早めて実施する考えを求めたいと思います。というのは、改正地震防災対策特別措置法が3年間の時限立法で成立しましたね。それで、国庫補助率が引き上げられましたけれども、実質負担の割合が31%から13%に、この特別措置法によって3年間の時限立法でやられるということなんだけれども、これを活用して計画を急ぐ、このことを求めたいと思いますけれども、再度答弁をよろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） ちょっと最初の分に戻りますけれども、農地・水の関係ですけどね、一つだけ言い落としておりましたが、植田議員のおっしゃることについて、具体的に産業課の方に御相談に行かれば、できるものについては対応するということもさっき申し上げましたが、私の基本的な認識は、従来の、従来やっていたものに金を出すということでは、将来的に補助金返還になるという認識をしておるわけです。今まであったもんには金を出さんと、逆に言いますと、国はですね。従来の農業者だけがやっていたような活動に加えて、地域の住民を巻き込んで、非農業者も一緒になってやるような仕事にお金を出しますと。ですから、今までやっていた何だかわらなかったら、そんなところへ金を出いっとたら補助金返還になりますよ。そういう心配をしているわけです。ですから、あなたがおっしゃるように、個別、具体のことでこれはなるのではないかというようなことは、御相談していただければいいというように思っております。

それから、合併協議会における文書の扱いなんですけれども、これは非常に言ったとおりでございまして、重要なものだと思っております。基本的にその合併協定書のことを、私自身も合併協議会の会長として取りまとめた文書ですから、尊重したいというように思っているわけですが、何分にもさっき申し上げましたように、どなたかの一般質問で申し上げましたように、16年に地財ショックといったような大きな財政的な痛手をこうむったわけです。議員さんが28

名おられました。それが16名になった。町長、助役、教育長、あるいは各種行政委員、ほとんど半減して、人件費を中心に物すごく大きな成果を生み出したわけです。そういう成果を、今おっしゃったような事業に使っていくんだという計画だったわけです。その計画の前提が崩れたわけですから、これは若干おくれながらも、順位をいろいろ工夫しながらやっていく必要があるというように思っておるわけです。

私はそういう財政状況も踏まえて、ほぼ、先ほど申し上げたように、順調に合併後の事業は取り組んできた、進んできた、このように思っております、これは議会や職員の皆さん方の御協力や、住民の皆さんの御協力だというように感謝をしておりますところでございます。若干おくれしておりますけれども、進めていきたいと思っておりますから、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 若干おくらしているなどというものではなくて、学校施設の耐震化は本当に、何度も言いますが、町長の姿勢のあらわれだということを書いて、次に進みます。

町道天萬寺内線ですけれども、これは17年度事業だったわけですが、これですね、町道全体で整備の状況を見ますと、会見地域の、一番これしかないような事業をずっとおくらせているわけですよ。それで、かてて加えて町長の地元の入蔵線は、当初計画にもなかったことが、今年度の事業で盛り込まれておりますよね。そういうところから見て、この事業をおくらせたことの責任はおわびされなければならないと私は思うのですが、そのお考えはありますか。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。この事業は、先ほど町長が答弁したとおりでございます、17年度に向けて動いていたということはございませんでした。はっきりとは、平成16年5月27日に補助認可要望をいたしております。その後公共事業抑制の方針に、新規採択の抑制ですね、18年度以降へ先送りとなっております、これらの経過を地元の方に御説明いたしまして御理解をいただいております、19年度から着工しております。

先日21日も天萬地区に出向きまして、地権者の皆さん、役員の皆さんと懇談をしたわけですが、まだまだいろいろなことが残っております。まだ地権者さんとの合意にも達しておりませんが、こういったおくれに対するというような御質問は出ておりませんし、また、早いことこれから進んでほしいと、一日も早い完成を皆さんで確認し合ったところでございますので、地元の皆さんにおきましては御理解をいただいているものというふうに考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 謝る姿勢がないということで、笑い事じゃないですよ、合併して、バランスよく発展していかなければならない合併 1 期目の町政運営としては、本当にバランスを欠いたものだということを言い続けます、私は。

それで、学童保育、4 年生までを検討しないわけではないけれども、このままで理解してごせという答弁だったと思いますけども、私は、子育てで子供の安全な放課後の生活の場である学童保育を、要望がある限り、これは受けとめていくのが子育て支援を充実させる町のあり方ではないかと思うわけですけども、それに対して後ろ向きの発言、答弁をされるのは本当に情けないなと思っております、4 年生を実施するのに何が障害になるのか、その点をよろしく答弁していただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。今現在条例の方では、一年を通しまして 3 年生まで、それから長期休業になりますと 4 年生ということになっております。ですが、実際のところ、現実的に障害を持った実は 4 年生、これはあいみ児童クラブ、それからひまわり学級とも受け入れているという現状も御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 答弁になっておりませんで、4 年生までやらない障害は何かと聞いておりますが、答弁をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。結局、4 年生までの受け入れがなぜできないかということで御質問でございましたよね。町長の答弁の中にもありましたように、その地域資源、今、非常に多く子供さんが利用されておりますのがしあわせのプール、そういうようなものも活用していただく。それからあと、習い事、それからスポ少、そういうものを利用していただく。そういうことでも、3 年生までということで、合併協議会で検討されたことだというふうに思っております。3 年生と 4 年生の、どこでその線引きをしたかということもあると思いますが、合併協議会で検討された中で、4 年生になると大体自立、言ってみれば、昔で言うお留守番ができるような年齢に達するのではないかとということで、3 年生で線引きがされたというふうに自分は考えております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 補足がある。

町長、坂本君。



○町長（坂本 昭文君） 町長。課長が今答弁しましたけれども、合併協議会の方でもそういう方向になっておりますが、先ほど答弁しましたように、たしか11月だったと思います、保護者の皆さん方と一緒に話し合いをしました。その折に、なぜ合併協議会で3年になったのかというようなことについてお話をしてお話を御理解をいただいたわけなんですけれども、1つは、物理的に、旧会見では4年生までやっておられたわけなんですけれども、旧西伯では、これを4年まで広げることについては、非常に収容する場所も限られておる、ないというような問題が1つありました。それからもう一つは、学校の先生方が、学童保育でそういうことに疑念を抱いておられる方がありました。これはさっきも言うように、やっぱり自立していかんといけん、そういうことを応援していくべきであって、ただ収容して預かっておけばいいということではないと。そういう年ごろになりますよということでもあります。したがって、スポ少だとか習い事だとか、そういうさまざまな地域の資源もあるわけですから、そういうことを活用して、自立に向けてやった方がいいと、こういう学校の先生の御意見もございました。

それから、会見では4年生までやっておられましたので、やっぱりこれは既得権というのがあるのではないかということから、会見の現在入っておられる1年生は4年まで、それでは学童保育は面倒を見ましょうということで決着をいたしました。それで、そのときの保護者の方はもう子供も大きくなって、今度は新たな保護者の方が出ておられますから、そういう議論があったということがうまく伝わっていないかもわかりませんが、そういう議論の中から、先ほど申し上げたように方針になったわけでもあります。

ただ、その後、本当に子供をめぐる状況が非常に厳しくなるばかりであります。殺傷事件だとか、いたずらだとか、いろんなことがあるわけですし、これは世の中であります。本当にこのままでいいのかなということについては、これは絶えず検討していかなければいけないというように思うわけです。

ただ、南部町においてはまだそういう状況ではないのではないかと。それと、行政がただお預かりをして学童保育さえしておればいいというもんでもない。これはやっぱり地域全体で子供の安全、もちろん大人の安全もですけども、これは確保していく必要があるわけですし、そういうことも総合的に見ながら判断はしていきますが、当面は3年生ということでお世話になりたいというように思っておるわけです。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 学童保育に対する認識が随分違っているのではないかと私は思うわけです。自立のために学童保育が障害になるような考え方は、学童保育をやっておられる現実

をいかに知っておられないかということだと思ふんですよ。異学年の交流の中で多面的に成長しているわけですよ。そういう成長をしていく。そして、家庭の事情なんかもあって、そういう生活の場が必要だと。そういうニーズにこたえていくのが今後の町政のあり方だと私は強く主張いたします。

それで、次に小学校のプールの夏休み中の監視員の問題ですけども、P T Aで、P T Aの、ちょっとこの問題は、先にどうしても聞いておかないといけない水道料金問題があるので、これに移ります。

水道料金、値上げしないということは明確にはおっしゃいませんでした。独立採算の中で適正な料金をする必要があるということだと思ふんですけども、これは値上げあり、あるんだということに理解してよろしいですか。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、松原君。

○上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。値上げありきかというような御質問だったというふうに思いますが、先ほど町長も答弁いたしましたように、現在、下水道料金の統一へ向けた料金改定を行っております。南部町になりまして、水道料金でございますが、上水道、会見簡易水道、西伯簡易水道、それぞれ料金体系が大きく違っております。将来を施設更新等々で行っていくために積み立てておきます内部留保資金でございますが、現在での上水道でも、19年度収支で申し上げますならば、500万からの赤字でございます。そのマイナス損益を補てんしている状況下でございます。議員おっしゃいました料金の低位均一化というものは、現段階ではできるものではないというふうに考えております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 低位均一化はできるものではないということは、値上げが予想される、そのことを明確にされたわけですね。そのことを確認しておきます。

時間がありますので、もとに戻って、小学校のプールの監視員は、盆を過ぎると監視員の体制がとれなくて、子供たちはプールに行けない現状があります。

○議長（森岡 幹雄君） 時間になりました。まとめてください。

○議員（1番 植田 均君） そのことをぜひ町で責任を持って対応していただくことを求めて、質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で1番、植田均君の質問を終わり、休憩をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 再開は15時、午後3時といたしますので、御参集賜るようお願いをい

たします。休憩いたします。

午後 2 時 4 0 分休憩

---

午後 3 時 0 0 分再開

○副議長（秦 伊知郎君） 議長急用のため、副議長が議長のかわりを務めます。

1 2 番、亀尾共三君の質問を許します。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 2 番の亀尾です。同僚議員もその都度言われましたけども、私も、岩手・宮城内陸地震において被災された方、そしてまた何人かの方、命を落とされ、また今行方不明になっておられる方に、一日も早くその方が見つかること、それから、亡くなられた方には心から哀悼の意を表明いたします。

それでは、議長から質問を許されましたので、質問をいたします。

まず、2つのことについて質問いたします。

初めに、西伯給食センターを町の直営に戻すこと、このことを主張にして質問いたします。民間業者への業務委託は偽装請負の疑いがある、このことを私は以前申し上げましたが、今もその思いは変わりませんので、聞きます。

これまで議会で議論の中で明らかになったことは、請負契約の要件の一つであります、調達する機械、施設、材料を自己の責任と負担で準備しなければなりません、町所有の施設、機材の所有、また使用料は無料とし、さらに食材料も町が調達しており、要件を満たしているとは到底言えるものではありません。そして、要件の2つ目に、みずから行う企画、または自己の要する専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理すること、この要件を満たしているのが偽装請負ではない、このようにずっと主張されていますが、しかし、そもそも学校給食の目的は、子供の成長期に重要な食の安全確保と良質な給食の供給ではないでしょうか。そのもとになるのは献立と食材ではないでしょうか。

みずから行う企画、自己の有する専門的な技術とは、子供の成長期に重要な栄養バランスを考えた献立と食材の部分は行政側の管理栄養士が策定しております。そして、その献立表をもとに調理していることが要件を満たしているとは言えるものではありません。ただ単なる労働力の提供ではないでしょうか。この実態は業務委託とは違い、人材派遣が中の様子ではないでしょうか。

兵庫県丹波市は、労働局から基準に照らして疑義の指摘を受け、計画を取りやめ、直営で実施し、また、県内の岩美町も、地産地消の促進の考えから直営で行っております。法律をもとに運営すべき行政が、疑わしき行為はやめることを主張するものであります。

そこでお聞きします。1つは、学校給食を総合的な観点で評価して、専門性とは一体何でしょうか。2つ目に、食の安全確保と良質な給食の提供に業務委託がよいとする、その根拠は一体どこにあるのでしょうか。そのことでもあります。

次に、国保税の引き下げを求めてお聞きします。

今日の住民生活は、所得は上がらず、加えて、政府・与党が各種の控除を廃止したために、所得がふえていないのに税の負担の増加が起きております。さらに、最近の自動車燃料を初め、食費など諸物価の値上がりが続き、各家庭は知恵を絞ってやりくりをしています。既に限界に近い家庭もあります。

このような中、5月30日に国保税条例の一部改正の臨時議会が開かれ、19年度国保会計決算見込みでは約4,980万円の黒字、そして、さらに基金から5,650万円の繰り入れが行われる予定でしたが、これも不要で、使われることがありませんでした。結果では、合計で1億630万円の金が余ったこととなります。昨年の実績をもとにすれば国保税の大幅な引き下げは可能なのに、1人当たり2,000円の減額で終わっております。近隣の町村では大きな負担の軽減をしておるところがあります。本町も、黒字額の金額と、さらに基金から繰り入れをして、大幅な税の軽減を求めてお聞きします。

1つ目に、決算で金額が上がったことは、もともと税の取り過ぎではなかったのでしょうか。2つ目、19年度の黒字額と基金の繰り入れで引き下げ実施する考えはありませんか。また、合併後の年次ごとの基金の額はどのように変化したのか、お聞きします。4番目に、国が示す基金が、厚労省が示している基金というものが、これだけは積み立てろということがあると思うんですが、それは、その金額は本町では幾らでしょうか。また、もしその基金を守らなかった場合には罰則があるのかどうなのか、このこともあわせてお聞きしますので、答弁をよろしく願います。

○副議長（秦 伊知郎君） 町長。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員さんの御質問にお答えしてまいります。最初の給食センターについては、これは教育長の方から答弁をいたします。

国保税についてでございます。国保税につきましては、過去3カ年の医療費の実績により、療養給付費などを積算し、国庫支出金などを差し引いた残りの額が保険税となります。19年度の国保税率は18年度と同率にした結果、歳入に占める国保税の割合は25%と、18年度の30%より5%も下がっていることから、18年度の医療費の伸びが3.43%であったことから、これは税の取り過ぎではないと思っております。

1つ目に、決算で金額が残ったことは税の取り過ぎではないかということでございますけれども、黒字決算の原因は、19年度において保険税以外の特別な歳入が多くあったことと、保険給付費が予算より少なかったためと考えております。その内訳は、平成18年度におきまして、本来退職者医療であるべき方を一般から退職者医療への振りかえを行いました結果、社会保険診療報酬支払基金から療養給付費交付金が、平成19年度に4,744万4,639円、精算交付をされました。そして、それに伴い、国庫療養給付費負担金が1,869万7,056円の返還が生じましたけれども、この差額2,874万7,583円が歳入の増となりました。

また、国庫特別財政調整交付金におきまして、平成5年度から平成17年度において国の算定誤りがあったことにより、平成14年度から平成17年度分につきまして、再確定により729万6,000円が交付になりました。さらに平成19年度は、同じく特別調整交付金で特別事情分として700万円が交付され、合わせて1,429万6,000円の特別調整交付金が歳入の増となっております。これらを合計して4,304万3,583円の歳入の増となりましたが、これらの歳入は平成19年度の単年度だけの特別なものでありまして、予定されたものではございません。

歳出につきましては、12月までの支払い実績の最高月額3カ月分、これを見込んだ保険給付費が予算額より3,401万2,553円少なく、また、予備費3,112万1,098円の支出がなかったために、基金を取り崩さなくてもよくなり、4,980万5,419円の繰越金が生じたのであります。

税額の引き下げの再考はないかとのことですが、20年度から後期高齢者医療制度がスタートし、約1,300人の方が国保から後期高齢者医療制度に移行されたために、国保の被保険者数は約3,150人になりました。また、国保税に新たに後期高齢者支援金分の税率を決定することになりました。このような状況で、20年度の国保税は繰越金2,320万円を国保税の引き下げに充当し、その結果、国保税額は19年度より下がっております。所得割1.77%、資産割6.36%、均等割額2,700円、平等割額1,240円下がっているわけでありまして。また、近隣の市町村と比較しても低くなっております。

例えば40歳未満の夫婦と子供2人の4人家族で、所得が夫のみで200万円、固定資産税が12万6,000円の世帯として、国保税額は後期高齢者支援分も含めて27万6,000円となり、19年度国保税額と比較して4万700円、12.85%の減となっております。この例を含めて6つのパターンで試算してみましたが、いずれも1万円から4万700円の減額となっております。

基金の考え方ですが、国保税の著しい変動を避け、予測外の支出に対応するために基金は必要

だと考えております。例えで申しますと、普通の家庭におきまして物価上昇などにより支払いが多くなる状況になった場合に、定期預金を取り崩して生活していくのか、また、ある程度家計を切り詰めて、定期預金はもしものときのために残しておくべきか、迷うところであります。定期預金を崩すのは簡単なんですけれども、なくなったときのことを考えなければならないというように思います。ある程度家計は切り詰めても、定期預金を残し、将来に備えた方が一般的ではないかと、このように考えております。御理解をいただきたいと思っております。

次に、合併後の基金額の変化は幾らかという質問でございます。合併した平成16年度は2億3,567万5,000円、平成17年度には、保険税軽減のため2,000万円を取り崩し、2億1,577万円に、平成18年度には、固定資産税過誤による還付のため3,435万6,000円取り崩し、1億8,155万5,000円と、年々保有額は減少している状況であります。

次に、国が示す基金は幾らか。守らない場合の罰則はあるのかということでございますが、平成11年の厚生労働省の通知によりますと、基金の積み立てについて、過去3カ年における保険給付費の平均年額、これは老人保健の拠出金を含むわけですが、これの5%以上に相当する額を積み立てることとありまして、平成12年には、基金の取り崩しについては過去3年間の保険給付費の平均25%以上を保有していることとありましたが、平成19年12月28日の通知によりますと、基金の積み立てについては、国民健康保険財政の基盤を安定、強化する観点から、保険者の規模などに応じて、安定的、かつ十分な基金を積み立てられたいこととあり、明確な数値は示されておられませんけれども、現在積み立てている額は必要額ととらえているところであります。

また、罰則についてでございますけれども、罰則は特にありません。ということで、答弁にさせていただきます。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 西伯給食センターに係る御質問にお答えをしておりますが、本件に係る御質問につきましては既に何回かお受けしている内容もございますので、重複するお答えにならざるを得ない部分もございます。その点につきましては御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、業務委託の要件として示されている、機械、整備、機材、材料等の調達が自己の責任において行われているか、また、専門性はどうかとの御質問であります。このことにつきましては昨年の12月議会における議員からの質問にお答えしていると考えておりますが、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に基づき、請負による業務委託契約を締結を

していると認識いたしております。

議員の御質問にもありましたように、業務上の独立性要件の中には、機械や設備等の自己調達云々と、専門的な企画・技術云々の2つの具体的内容が示されており、いずれかが満たされていればよいとされております。このことは議員もよく御認識のことと存じます。これまでもお答えしていますように、私どもは2つ目に示されております専門的な企画・技術云々について、民間業者の方のお力をおかりし、学校給食全体のうち、調理業務についてのみ委託契約を交わしていると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

しかしながら、議員の御見解とは若干異なると思われますので、御指摘の点についてもう少し触れてお答えをしてみたいと思います。

具体的内容として示されております1点目の機械や設備等の自己調達云々につきましては、本町の場合、施設等は無償貸与しているわけですが、請負により行われる事業における一般的な社会通念に照らして、通常提供すべきものが、業務処理の進捗状況に応じて随時提供、使用されていけばよいものであるとされております。また、こうした事例は数多くあり、このことだけをとらえて派遣事業であるとは言えないと理解をいたしております。

次に、専門的な企画・技術云々についてであります。

議員の御質問では、献立と食育を上げておられますが、委託の要件に該当する専門性については、みずから行う企画、または自己の所有する専門的な技術、もしくは経験に基づいて業務を処理することとなっております。具体的な判断基準は、委託を受けた事業主が企業体として有する技術、技能等に関するものであり、業務を処理する個々の労働者が有する技術、技能に関するものではないと示されています。本町委託先の企業は、集団給食の受託業務経験が40年以上あり、現在も全国2,000カ所以上の事業所を運営し、学校給食では、全国で130カ所の調理業務を受託いたしております。したがって、先ほど申し上げました、自己の所有する専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理できる企業と考えて問題はないのではないかと認識いたしております。

次に、食の安全確保と良質な給食の提供に業務委託がよいとする考えを聞きたいとの御質問でございます。

直営であろうと、業務委託であろうと、安全・安心な学校給食を提供することは当然のことです。業務委託の考え方については、以前町長は同僚議員の御質問に、官が行うより民が行った方がより高い質を得ることができ、あわせて、行政コストの縮減を図ることができるものを選択することが必要であるとお答えしたかと記憶いたしております。給食センターの業務委託に

ついて申し上げますならば、給食業務に対して豊富な経験や実績をお持ちの専門的な民間企業に、その専門性が発揮される業務についてお任せすれば、衛生管理のより一層の徹底や職員研修の充実による業務のレベルアップなど、すぐれた経営資源の提供を受けることが可能であると考えたからであります。

また、民間委託が可能な業務と判断いたしました学校給食の調理業務であります。御承知のように、学校には夏休みや冬休みのような長期休業期間があり、給食センターの稼働日数は年間200日に満たない状況であります。一般的に町職員の実勤務日数は年間250日ほどであり、有給休暇等を勘案しましても、そのあり方について見直すことは、多くの住民の皆様にご理解いただけるのではないかと考えております。

これまでも何回かお答えさせていただいておりますように、食材の発注や献立は、委託前と同様に、学校栄養職員が責任を持って行っております。献立の最終の微妙な味つけ等については、業者側栄養士より学校栄養職員に最終確認の依頼もあっており、委託数カ月後には確認する必要があると感じないほどに仕上げているとの報告も受けております。

また、業務委託が地産地消の妨げになっていることもございませんので、申し添えさせていただきます。

したがいまして、議員には食の安全や良質な学校給食の提供という観点から大変御心配をおかけいたしておりますが、調理業務部門をお任せすることによって、現代的な課題である食育の取り組みの強化、充実につながる体制を構築することにもなることを御理解いただきたいと思います。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁をいただきました。答弁の順が町長が国保税を2つ目に上げとったんですけども、答弁では国保税の方から先にあったんですけども、私の質問順序で再質問しますので、よろしくお願いします。

私は、実は先ほど答弁にもありましたが、以前にも行いまして、累積というか、これで3回目になります。私は先ほど申し上げましたように、答弁ではいつもこれはきちんとした請負契約になっているんだということなんですけども、先ほどの答弁にもありましたんですけども、この区分の表を見ますと、どうも私はそうではないというぐあいにはね、つまり偽装ではないのかということ、今もそれがはっきり理解することはできません。

というのは、ここにもありますように、区分でいきますと、まず最初に調達のことなんですけども、ここでは機材とかそういうものは、前回のときに次長に読み上げてもらったんですけども、そのとき



にはきちんと自己責任でやるんだと、自己がやるんだということなんです。そうかといって、その機材とかそういうものはここにあるのに業者の方へ準備しろということはなんでしょうけども、少なくともこれは無償でやるとか、そういうようなこと。しかも、光熱費も全部、町がこれを面倒を見てやっているということなら、これは到底クリアできるものではないではないかというぐあいに思うんですが、その点についてまずお聞きしますが、どうでしょうか。

○副議長（秦 伊知郎君） 教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。先ほど答弁の方でもお答えをさせていただいたかと思いますが、まず、大もとの部分において、その独立性要件の中の2つの要件のうちのいずれかが満たされておればいい。これは議員の方も十分御認識だと思っておりますので、そういう考え方といいましょうか、そのことに基づいて業務委託として成立をしておるといふぐあいに、まず基本的に思っております。このことについては共通理解をしたいなというぐあいに思っております。

とはいいいながらも、議員さん今おっしゃられますように、どうだろうかという部分がございますが、光熱費については前にもお答えしましたように、新しい施設でございますので、どの程度の光熱費が妥当なのかということが当初ではわからないということで、一定の期間の中で決めていきたいという考え方で、現在のところは私どもの方で持たせていただいておりますのでございますから、これは一定の期間の後に契約額の中に入れ込みたいというぐあいに思っております。

それから、施設云々かんぬん、施設の無償の話でございますけれども、これについてもいろいろな考え方がございます。先ほど答弁をさせていただいた、こういう考え方もあるということもございますけれども、貸与、お貸しをするという金額が、それは委託料の方で返ってくるわけでございますけれども、どの程度のものがどうだろうかということについては、今年度中に検討していきたいというぐあいに思っております。以上です。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど教育長の答弁で見ると、初年度だったんでどれぐらいかかるかわからないということが基本に、もとの考えだったと思うんですよ。ということは、今度はこれで一応1年間走ったんでわかるんで、それについて当然負担をしていただくようにするということでしょうか。それで、つまりそういうことを言われたということは、このように無償の提供はやっていること、それから、食材についても、地産地消からいうとこれは完全な矛盾するんですけども、これも町が調達してやっているということは、この2つの要件のうちのまず1点目

については、これは要件を満たしていないというぐあいに理解されているのでしょうか。その点についてお聞きします。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育委員会です。お答えをいたします。

先ほども答えさせていただきましたように、その1つの要件のうちのどちらかの要件が満たされていればよろしいということですから、何回もお答えをしていますように、2つ目の専門性云々かんぬんという要件によって委託契約を締結をしているというぐあいに、まず、基本的にその部分を考えていますということについては御理解をいただきたいというぐあいに思っております。

そうした中で、2つの要件が示されているということをとらまえて考えたり、それから、委託に出しながら光熱水費をこちらの方で持っているというのは先ほど述べました理由でございますので、委託契約の中に入れられるものはできるだけ入れていきたいと、そういう考え方から、先ほどお答えをしたのはそういう意味でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） もっとストレートに答えてほしいんですよ。私は、まず、その区分を見ると2つの要件があると。まず1つ、先ほど、専門性についてはもう1点後で聞きますので、この第1の調達については、ストレートに答えて、これは違法性があるなというぐあいに認められるのか、全くそんなことはありませんと思っておられるのか、その点を明らかに答えていただきたいんですよ。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。1点目の要件については、このたびの契約の中でそのことを守るといいますでしょうか、そういう意識ではございませんので、2点目の企画云々かんぬんの要件に照らしてどちらかがということになっていますから、そういう考え方で進めておるといふぐあいに御理解いただきたいと思っております。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今の答弁を見ますと、言葉では言っておられませんが、この調達については限りなくブルーの段階になっているというぐあいに恐らく思っておられると思うんですよ。でなかったら、これは完全に要件を満たしておりますといわれてればいいけども、何か2つのうちの一つだということが満たされていけばということに非常にこだわられるということは、私は、そういう限りなくブルーのところにお持ちだといふぐあいに受けとめざるを

得ません。

そこで、今度は2つ目の専門性なんですけども、先ほども最初に申し上げましたように、専門性とは一体何ぞやということなんですけど、学校給食というのは、つまり安全で、そして栄養バランスをきちんと計算して、成長期の子供ですから、そういう中であるのが、献立がこれは基本だと思うんですよ。この献立は、県から現場というか、学校に派遣されている管理栄養士が献立を立てます。しかもその献立の中には、当然、食材がこうこうこういう食材を使いなさいよ、調味料に至ってもこういう調味料ですよということをきちんと指定されると思うんですよ。それに基づいて調理員が調理をするわけですが、その指示するのはどういう形態になっているのか、お聞きします。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。調理業務といいたしめようか、調理をすることの指示でございますね。これは、学校栄養職員の方が、調理現場におります栄養士の方に、ペーパーによりまして献立の内容等について指示をいたしております。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 当然、県の管理栄養士が業者に雇用されている調理員にこうなさい、あしなさいという指示を出すと、これは完全に違法です。ですから、先ほど教育長が言われるように、業者の側の栄養士がそれをペーパーで指示をされて、それをその業者が雇った調理員に作業というか、調理をさせるということですね。

それで、何でこんな通訳を通してやるようなことをやらねばいけないのですか。そのことを、何でそんなことをやらなければいけないのか。それは委託契約をしているからそうせざるを得んわけですね。そうすると、私はより安全なことをやるためには、もちろん調理されたものが、業者の栄養士を通じて県の栄養士の方へこれを出して、一応検品というか、検食というか、よう私も専門的にはわかりませんが、それでゴーサインに基づいて出すということ、こういう流れだということは知っておりますが、今までどおり町が直営をやっておいたら、管理栄養士も指示を直接出して、調理員に、しかも場合によっては厨房ですか、現場において、実際こうしてごうですよということもできるんですけども、何でそんな生ぬるいことまでやっていかなければならないんですか。そのことについて改めて、先ほど町長の最初の答弁であったように、一番最初ですよ、民が行う方がより効率的だということ、お金について、お金が効率的、つまり安上がりということですか、げすな言い方をすれば、安上がりにできるということの追求のためにこういうことにやったのではないかということなんですけど、その点についてどうなんでしょうか。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。2つの側面があろうと私は思っております。先ほど答弁をいたしましたように、給食センターの調理員さんの業務形態そのものが若干役場の職員とは違うところもございますので、そういう面、いわゆる財政的な面といいたいでしょうか、そういう面で効率よくという部分が、これが1つだろうというぐあいに思っております。

それからもう1点は、やはり調理現場の方の、これも先ほどお答えしたと重複いたしますけれども、衛生管理なり、それから中の指導体制といいたいでしょうか、業務委託することによって調理現場の方に常に栄養士が中に入っているわけでございますし、それから調理師の資格を持った者も中に入りますので、そういう意味で、より適切な衛生に配慮された給食が実際調理ができると、前進をした形になるというぐあいに私は思っているところでございます。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） じゃあ聞きますが、南部町の給食センターは2つありますね。この西伯の給食センターは業務委託しております。会見の給食センターは町直営でやっておりますね。今の答弁で聞きますと、衛生面とか、そういう面、そして栄養士が直接調理員に指示とか、そういうものがそこでできるということ、これは会見でも、会見の給食センターでも栄養士が直接おられてやっておりますし、それから、それじゃあ極端な言い方をするんですが、衛生面についてはこっちの方がよくて、会見の方が劣るといいうぐあいに理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。劣るといことは申し上げておりません。一定の基準はクリアをしておるといいうぐあいに思っておりますが、衛生面に関して、これでいいという部分はないと思いますので、そういう意味においては、業者さん側の方が研修もやっておりますし、ベターだろうといいうぐあいに判断をいたしております。

栄養士が調理の現場に入るといいう部分については、会見のセンターの場合に全く入らないわけではございません。献立によって手が足りないということもありましょうし、あるいは調理現場からぜひ入ってほしいという要請が、味つけ等によってある場合もありましょうし、それはあり得るといいうことだろうと思えますけれど、私が申し上げますのは、委託をすることによって、調理現場に責任を持つ栄養士が常時そこにおる体制がとれているということを私は申し上げているわけでございます。

といいますのが、これまで委託でなければ、栄養士の資格を持った者は1人しかいなかったわけですね。学校栄養職員が1人、栄養士の資格を持った者がその施設におったわけですけど

も、業者委託をすることによって、業者側さんの栄養士さんもございますし、我々の学校栄養職員の栄養士もございますから、2人の栄養士によって給食をつくっておるといふぐあいに御認識をいただければいいのではないのかなと、こういうぐあいに思っております。以上でございます。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） じゃあ、突き詰めて言うと、業者委託をしたのは、現場に絶えず栄養士がつきっきりができるからと、その理由で業務委託をされたといふぐあいに理解してよろしいわけですか。そうなりますよ、突き詰めて言うなら。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。そうなりますよといふことでございますけれども、私の説明が、であるならばまずいのかも知れません。そういうことを言っているつもりはございません。そういうよさがあるといふことを言っているわけでございまして、先ほどお答えしましたように、何で業務委託をするのといふことに関しまして、もちろん財政的なことはございますといふことで先ほどお答えしました。それから、業務委託することによって、そういう専門職員が現場に常時いると、そのことによって、さらには衛生管理のなお一層の徹底を図ることができているんだといふことをお答えしているわけでありまして、先ほど言われましたような意味合いで業務委託をしているわけではございません。以上です。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 言ってもなかなか進みませんが、ちょっと視点を変えてお聞きするんですが、実はこれ、業者の名前がもうメフォスとなっていますからわかっているんですけども、この中で新たに雇用された人は、旧南部町の形、雇用の形態はどうだったかわかりませんが、嘱託だったか臨職だったかはわかりませんが、ほとんどその人が今の業者の中の調理に携わっているといふのは聞いたんですけども、その点についてはどうなんですか。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。委託前に給食センターにお勤めいただいた方がそのままといふぐあいな質問でいいですか。

○議員（12番 亀尾 共三君） いや、主にその方だったといふことです。

○教育長（永江多輝夫君） 基本にお勤めをいただいた方はそのまま業者さんの方に移られたといふ形になっておりますが、人数がふえた部分もございますので、その部分については若干ふえております。

それから、そのときにおりました職員で、1名、業者さんが受託をしているほかの施設といふ

んですか、そこへかわられたという話は聞いてはおりますけど、あの方はそのまますまお世話になっているというぐあいに認識いたしております。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） そうしますと、逆に言いますと、専門性については全く旧西伯センターのときと、そこで調理する人ですよ、変わってないということですね、専門性ということ。理由になりませんよ、そんなことでは。

それで改めて聞きますが、ここに、資料は行政側からいただいた分なんですけど、会見給食センターの調理員さんは時給775円ですね。メフォスの方の調理員さんは750円ですね。低いわけです。雇用の面の待遇からすれば後退しておりますしね、それからもう1点は、ここにあるんです、メフォスの方の事業経費で、その中で10%は業務部本社経費、つまり東京に本社ですから、ここに行く分、それから営業利益の5%、つまり15%が町外へお金が出ていくということなんです、義務委託をしたために。でなくて、ここで直営でやっておいたら、当然町内でここで働く人、地元の人に当然お金がおりること、こういうことになると思うんですよ。

国保税のことでも言いましたけども、今本当に職がない、また、職はあっても非常に低賃金の状況の中で使われている、雇用されている状況なんです。そういう中で、何でそういうところの業者に、言えば、下世話な言い方ですが、人のふんどしで相撲をとってもうけるようなやり方を何で町がやらなければならないんですか。これについてお答えください。何で町のお金、税金を持っていくんですか、よその。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。町外にという話でございますけれども、同じようなことを何遍も言って申しわけないんですけれども、業務を委託をお願いをすることによって、私どもから考えたときに、そういう専門的な職員の配置をいただいたり、あるいは前にうちのセンターで働いておった職員がそのまま行っておるんですけれども、非常に厳しい基準で、衛生管理に対する意識がこれまで以上に自分自身高まったというようなことも言っているのを聞いたことがございますけれども、そういう意味で、そういう専門的な力量といいたしまししょうか、力といいたしまししょうか、そういうものを私どものセンターの方で活用させていただくわけでございますので、その結果が町内に落ちるとか、町外だとかいう論点とは少し違うんじゃないのかなというぐあいに私は思っておるところでございます。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） こればかりでやってもだめですけどもね、私は総合的にいく

と、直営でやることを求めるんですよ。理由は何かといいますと、1つは、先ほどから盛んに言われるんですけども、専門性だとか、より専門的になったとか、あるいは衛生管理が行き届くというようなことを言われるんですけども、でも、今の会見給食センターは、そんなことを言われりゃ心外だと思いますよ。だって、会見給食センターだって一生懸命に子供たちの順調な成長を、健康に育つということで一生懸命努力されているんですよ。それをわざわざ、先ほども言ったように、通訳を介して献立を調理させるようなこと、それから、専門性だと言われるんですけども、全く特別な技術を持った人が新たにそっくりかわったら別の見方もあるかもしれません。しかし、従来の地元の給食センターで働いておられる方がそのまま仕事についておられる状況でしょう。どこが、何がその専門性が見つんだ。ただ、講習が今までより頻繁にあったかもしれません。しかし、思いは同じ思いでやっておられるんですよ、そういうこと。

それともう1点は、町の施設を無償で使って、光熱費もそのままやり、そしてまた食材も町が調達するという、このやり方、これには非常に矛盾があります。地産地消でも、前の植田議員の質問に対して町長が、地産地消の野菜のことで、給食センターの方で600万でしたか、年間利用してもらっている。非常に頑張っておられるわけですよ。そういう中で一層の促進を図ることからやれば、当然これは直営でやるべき。

そして、もう一つつけ加えれば、兵庫県の労働局が相談を受けた場合に、これについては非常に疑義があるよということで、やめている。直営でやっているところもあるんですよ。それから県内の、先ほど言いましたけれども、岩美町では、地産地消の面からいって、これをきちっとやれば、そうするとこれが後退するのではないかなという、一層、やっぱり地元の農業を育てている意味から地産地消を図らなきゃいけないということですね。そして、そのために直営をやっておられるんですよ。

だから、私はこのような矛盾について、このことが起こっていること。だから、私も言いましたように、行政は、法律を一番に大事にしなければいけないところが、そういう疑義があるようなことをやってはいいのかどうなのか。つまり、法律に基づいた行政をやる気があるのか。当然だと思うんですが、確認のために答弁を求めます。

○副議長（秦 伊知郎君） 永江教育長。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。法律は守ろうと思っております。

先ほどの話の中で、2点だけお答えをさせていただこうと思っております。決して会見のセンターの質が悪いということを言った覚えはございません。それぞれ業務委託をしておる会社が、職員さんの思いも、会見のセンターの職員の思いも同じだろうというぐあいに私は思っておりま

す。片一方は不合格だというようなことは一切言っているわけではございません。

ただ、こういう調理業務の委託等を通して、より質の高いものにしていきたい。どこまでも質の高いものにしていきたいと、そういう思いがございます。こう言いますと、またそれはもとへ返るような論になるのかもしれませんが、先ほどの答弁でも答えましたように、ある部分をお任せをすることによって、学校栄養職員が、現代的な課題である食育に、学校現場の方にさらに入り込んで指導する時間も確保ができるわけですから、そういう面での部分も御認識をいただいたり、御理解をいただきたいというぐあいに思っております。

それから、地産地消の話を何回もこれまでも御意見をちょうだいをいたしておりまして、私の受けとめ方が悪いのかもしれませんが、業務委託をすることによって地産地消の割合が悪くなるんだというように聞こえるような御意見だろうというぐあいに思っておりますが、実際に調理業務の委託をして地産地消の率が下がっているわけではございませんし、何回も言いますように、どういう献立を立てて、どういう食材を、どこのどういうものを使うのかというのは学校栄養職員がやっております。食材供給の団体の皆さんとも学校栄養職員はキャッチボールをしながら進めているわけですし、一生懸命地産地消の率を高めたいと、そういう思いも持って取り組んでおりますので、調理業務委託の話と、地産地消が進むとか、進まないとかという論とをセットにして論ずることは少し無理があるのかなというぐあいに私は思っております。以上です。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 誤解があったらいけませんので、最後に、地産地消のことについてを聞きます。

これを読みますと、区分のところを、提供するものはちゃんと業務委託を受けた者がここはやるようになっているんですよ。だから、これを完璧にやると、地産地消、いわゆる食材も業者がやるということになれば損なわれるおそれがあるということは指摘しておきます。

次に、国保税のことについてお聞きします。

まず、いわゆる税が取り過ぎではなかったんではないかということを行ったんですが、町長の答弁では、いや、余った原因はそうではなかったというようなことを言われたんですけども、しかし、私は余ること自身は、今までのこの流れの中からいって、当然これはそういう思い違いというんですか、あったんではないかと思うんですけどもね、再度その件についてもう一度答弁をお願いします。

○副議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長。亀尾議員、今の給食センターの件について私も話ししておきたい



ことがありますので、ちょっとそのことを先お話をさせていただきたいと思います。

いろいろな観点から追及質問もいただいておりますけれども、実際のところどうなのかということでございまして、前回の議会以降、私は前の所長に実態というものを聞いてみました。（発言する者あり）ええ、今は退職なさっておられますので、もう私の管理下にはないわけでございますから、自由に御発言をなさったわけでございますけれども、特に安全面で、万一病気などで休むお方が出るそうです。そういうときにでも非常に対応がよいと。いわゆるキャパが大きいわけですから、ほかのところからでもちゃんと検便を済ませたお方を配置して、業務が非常にスムーズにいくんだということでございます。天と地ほど違うということをおっしゃっておられました。そして、会見の給食センターが悪いわけではないけれども、できるだけ早くそういう対応にされた方がいいですよというのが前の所長の発言でございました。私は直接現場を預かっていた所長に、今はもうフリーですから本当のことを言って聞かせてくれると思います、ぜひ聞いていただいて、また改善すべき点があれば改善はしなければいけませんけれども、非常によかったということをおっしゃっています。

それともう1点は、正規職員が1名とかなんとかで、あとは臨時職員で対応しておったというようなことで、これも長い間御批判をいただいてまいりましたが、今回、こういう業者委託というようなことから、一定の雇用ができたというように思うわけです。したがって、悪いことばかりではなくて、そこに働く皆さん方も、町では一応臨時の扱いでございましたけれども、恒久的にそこにお勤めできる身分的な保障もできたというように御理解をいただきますと、決して悪いことばかりではないというように思うわけですので、ひとつよろしく願い申し上げます。

さて、国保税の関係でございますけれども、先ほど答弁をいたしましたとおり、19年度におきましては、例年と違った要素というのがたくさんございました。いわゆる退職者と一般との区分分けというようなことの誤りによって、精算交付ということでたくさんいただいております。また加えて、特別調整交付金、これを1,400万円もいただいて、これはいつもあるものではございません。そういう特別な事情があった。そしてまた、予備費も使わなかったというようなことですね。本当に喜ばしい限りでありまして、ようけ取り過ぎとったのでというようなことではございませんので、御理解をいただきたいというように思います。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長が給食のことでちょっと答弁されたんで、確認なんですけど、前所長の弁でいえば、安全面、つまり何か職員が急用があって休んだときにすぐ代用ができたということ、それで、非常に総合的に総括するとよかったと。つまり、町長はどう受けとめられた

かわかりませんが、町長の今の答弁でいうと、早く会見の方もすべきだというぐあいに、そういう話しようだったんだろうかというぐあいに思うわけなんですよ。

一つは、雇用がふえたと言われるんですけども、何人ふえたか私もわかりませんが、しかし、内容については、金額ですよ、これはダウンしていることははっきりしているということだと思うんですよ。そういうぐあいに町長の答弁だったというぐあいに受けとめておきますので、よろしく。

それから、お金が余って取り過ぎだったかないかということを私言ったんですけども、一つは、退職職員と一般のこの関係もあったことと、それから特別に1,400万ですか、入ったということで、それから予備費も使わなかったということなんですけども、しかし、これは余ったことは事実なんですよ、余ったことはね。しかも、国保の会ですね、ちょっとすぐ出てきませんけども、この資料を見ますと、決算見込みでいうと、そうすると余りが、黒字の部分が4,980万5,419円ですか、余っているんで、ここに翌年度繰越予定額となっているわけです。ところが、今年度試算というか、予算に上げられる部分が、繰り越しが、繰越金額が国保の分の医療分については2,000万ですか、それからもう一つの分については300万で、2,300万なんです。何で約5,000万余ったのをそれだけしかつぎ込まれるのか。それで、基金の方へ回すと言われすね、余った分を。そして、先ほど、じゃあ基金についてはどうなのか。これは厚労省が指導するのはどうなのかといったら、今は財政安定的なことと、必要額と思われる金額を基金にしろということなんです。

今度、19年度の末に行くと、19年度の新たにするとふえるわけなんです、基金が現状よりも、2億を超すんでしょ。何で今、それはね、みんなの生活が余裕があって、しかも収入、所得が上昇、右肩上がりのときならまだいいんですが、今はむしろ下がっている状況なんです。そういう家計の状況から見れば、本当に安くしてほしいということを切実な要求なんです。これをやっぱりこたえていって、先ほど言いましたように、当初のあれでいってわずか2,000円ですよ、1人当たり。少なくとも余った分を総額全部繰り越し、しかも今ある、それぞれ言えば、町長は笑っておられますけど、生活実態を考えてみてください。それで、その中で、私からすれば膨大なお金ですわ、基金がね、2億からの、そのお金を全額取り崩せなんて言いませんが、そのうちから取り崩して、少なくとも1人当たり1万円の減額をやるべきだと思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○副議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 公共料金とか公的負担はできるだけ安いということでございます。

から、私もそういうことはよく理解できるわけでございます。その結果、2,320万円ですか、繰越金を国保税の引き下げに充当をいたしました。そして、その結果、先ほども申し上げましたように、6つのパターンで試算してみたところ、すべてのパターンで国保税が下がっております。下がった。それは全額ここに充当すればもっと下がるでしょう。確かにおっしゃることはわかりますけれども、町の方としては特別な事情で黒字決算をしたわけですから、この特別事情はありがたいことだというぐあいに考慮しまして、半分程度は国保税の引き下げに充てようと。そして、半分程度はやっぱり後の時代、後の世代のためにでも、また、万一の国保の急激な財政悪化などに備えて基金に積み立てようというぐあいに考えております。

これが悪いと言われればそれまででございますけれども、相当程度配慮した結果であります。特に運営審議会の中では、これを全額積み立てておいて、万一のときに備えるべきだという強い意見がございました。しかし一方で、大変厳しい現在の経済状況の中で、国保家庭の保険税をいささかでも下げようという両方の意見がぶつかりまして、結果として、半分の2,320万でも充当して国保税を下げようと、こういう結論をいただいたわけでございます。ですから、そういう国保の運営審議会の中での議論も御紹介しましたけれども、十分に考慮しながら国保税を決定したということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長のあれでは、いろんな案をやったんだと、運営審議会の中でね。そしたら、全額を基金にという声もあったんだけど、みんなの総意だというんですか、それで2,300何がしを繰り越したということなんですね。そのことについては全額を基金にされりゃ大変だけれども、それだけでもやられとるということについては評価しますが、しかし、5月のあの臨時会の中で、約5,000万ですね、4,980万何がしですけども、それだけでも全額繰り越しに回したら一体幾らぐらいになるんですかということだったら、たしか1人当たりが8,830万でしたかね、の軽減になるということだったんですよ。

私が言いたいのは、これが基金がどんどんどんどん下がっていると、すごい数千万単位でどんどんどんどん下がっているというんなら、それは基金もある程度は必要でしょう。しかし、見ますと、上がり下がりはあるんですけども、16年、17年、18年で若干下ってはきてますけれども、もしあれですよ、財政で安定的なことが損なわれるような状況ではないと思うんですよ。であつたら、本当に今のこの状況の中、引き下げをすべきということを強く求めるところなんですよ。

ちなみに言っておきますけども、日吉津村の結果ですね。聞きましたら、日吉津村は1人1万

円、平均下げたと……（「もとが高かったんです」と呼ぶ者あり）言っておられるんですよ。それで、しかも、じゃあ基金はどのぐらいになるんですかと言ったら、何ぼだったかな、基金がね、ここに控えとる、本当にびっくりするような金額の低さなんですよ。そういうこともやっておられるんでね。

これは、私はそんなむちゃなことは言うわけではないんですけども、厳密に言えば単年度決算ですね。だから、ゼロにして、その月、毎年毎年ゼロベースでやれということは言いませんが、基金を今こそ出す、このことが国保税の加入者にとっては非常に大きなプレゼントになるし、感謝、感謝になるんじゃないでしょうか。そのことを、どうなんでしょう、再考する考えはないでしょうかということ再度お聞きしますが、どうですか。

○副議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長。日吉津は立派なことをなさっておられるなというぐあいには聞きましたが、これも調べてみなければ、もともとが高過ぎたのか、それで標準にされたのか、これはもうちょっと調べてみなければ回答にならないと思いますが、少なくとも1万円も下げられたということは、これは立派なことだと思っています。

それから、基金のことですけれども、基金は、亀尾議員、今の人でそんなことをして使ってしまったでもいいんですか。私はいつも聞いてみたい気がしておりました。いつか聞いてみたいと思っておりますけれども、やっぱり長い間にわたって国保の加入者が積み上げてきた基金であります。今大変だからといって、今の人が大方いいところを取り崩して使ってしまったも、以前の加入者の方の積み上げてきたものについては、これはどのように考えていくのか、私には理解がつかんわけです。

ですから、よほど、例えば一番大きなのが最近では白血病だとかいってということなんですけれども、そういう人が二、三人出られるというようなことになれば、一気に国保財政は、破綻するかどうかはわかりませんが、大変な状況になりますよ。日吉津の村長さんに聞いてみますと、お一人そういう方がおられて、国保が非常に一気に上がったということをおっしゃっておられました。小さな規模でやっておられますから、いいときはいいんですけれども、いけんかったときには非常にはらはらどきどきして、国保の決算状況を注意深く見ていかんといけんという、本当にサーカスの綱渡りみたいなような気持ちで国保運営を行っているということをおっしゃっておられます。

我が南部町がそれなりに余裕を持ってやっているのは、やっぱり基金があるからだと思いますよ。いざというときにはしっかりと病気を診て治してくださいということで、遠慮なくやってい

ただいているわけです。ですから、私は、基金はそういう意味で町民、いわゆる国保加入者全員の財産ですから、今だけでこれを食ってしまうというようなことにはならないというように思っております。

それからもう一つは、この地域で南部町だけが特別に高かったら、これは当然基金でも取り崩して、国保税の減税を行うべきだというように思います。しかし、近隣の町村で、決して南部町は高くありません。むしろ安い方です。そして、今回のこういう減税の結果、さらに私は安い方の部類になったと思っております。すべての6パターンで計算した中で全部安くなったわけですから、国保税がですね。

ですから、そういうことを考えますと、近隣とのバランス、それから、国保の基金の保有高、そういう人口規模に応じて持っているということがそのまま住民の皆さん方の暮らしの安定にもつながっているというように思っております。今のところ、これ以上の基金を取り崩して減税を行うということには考えていないところでございます。

○副議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員。

○議員（12番 亀尾 共三君） 問いかけが町長の方から、基金を、これは今取り崩して将来の人たちのことに保障が危ぶまれるんじゃないかということだったと思うんですけども、しかし、私は基金が今1億8,000万でしたかね、ここへあるんでしょう。そうすると、これの中で取り崩すことを求めるんですが、しかし、じゃあそれでこの基金ができたのは何かというと、それぞれの年度のことによって余ったときに、一たん当初予算で基金を取り崩して予算を組むんだけど、終わったときの年度末の会計締めた段階で、そのときに余った分の総額ですね、その中から基金を積んできたわけなんですよ。そういうことでできた基金なんですよ。その中で取り崩すべきことがあれば取り崩すんですけども、もう一つ、ここで無理だと言われるんなら、最後になりますが、せめて繰り越し分全額でもやるべきこと、このことを強く求めて、私の質問を終わります。

○副議長（秦 伊知郎君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○副議長（秦 伊知郎君） お諮りします。ここで若干休憩をとりたいと思います。再開は4時30分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後4時15分休憩

午後4時30分再開

○副議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

本会の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ時間を延長いたします。

6番、景山浩君の質問を許します。

○議員（2番 景山 浩君） 2番、景山でございます。さきの質問議員からもございましたが、東北地方の内陸部で起きました地震発生に対し、人的、財産的に被害を受けられた皆様、とりわけお亡くなりになられた皆様方に、謹んでお悔やみ並びにお見舞いを申し上げます。被災地が一日も早く通常の生活に戻れますことを、心よりお祈りを、まず申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、地域戦略実行のための新たな課設置の必要性について質問をさせていただきます。

平成の大合併を経て、私たちの町も旧会見町、旧西伯町が一つになり、人口1万2,000人余りの南部町として今日に至っております。この市町村合併が推進された背景には、公共投資の重複投資の防止などによる行政の効率化など、財政の健全化を図るため、そして、自立可能な基礎自治体としての適正規模の確保が必要であるといった基本的な考え方がございました。

基礎自治体の自立の必要性はさまざまな角度から論じられておりますが、その最大の目的は、社会保障制度の維持というところに行き着くのではないかと考えます。社会保障制度は、住民が安心して安全な人並みの生活を送っていく上での非常に重要なセーフティーネットとして今日まで役割を果たしてまいりました。年金、医療、介護、雇用、生活扶助といった各種の社会保障制度に対する信頼なしでは、住民の安心や安全、生活の安定はなかったことでしょう。そして、これらの制度が早期に整備されていなければ、今日の経済、治安、インフラ等の面において、世界的に見ても相当高い水準にある私たちの暮らしは実現できていなかったかもしれません。

このように、非常に重要な役割を果たしている社会保障制度の中の、年金、医療、介護、俗に言われる社会保障制度の三本柱ですが、これらの制度は、大きく言えば、ある世代が現役世代に積み立てた資金を老後に取り崩して自己扶助をするという積立金制度の形ではなく、前の世代の社会保障費を次の世代が負担していくという、世代間扶助で成り立っている部分が大きな制度であります。それゆえに、そもそもこれらに要する社会保障費が長期にわたって経済の伸び以上に拡大を続けることは不可能な仕組みとなっておりますし、負担する世代の人口が減少したり、負担能力、すなわち所得が減少したりすれば、安定的な制度維持は望めない制度となっております。

我が国の人口は、残念ながら、2005年をピークに減少を始めました。ただ単に人口が減少するだけではなく、高齢人口が増加し、勤労世代や若年層が減少、保障の受給層が増加し、負担層が減少するという、社会保障制度維持のためには非常に都合の悪い状況となっております。そ

して、この傾向は間違いなく今後さらに顕著になっていくことに違いはございません。

また、勤労世代にとってさらに追い打ちをかけるように、製造業の職場が海外に移転してしまい、職場がなくなるという国内産業の空洞化が進み、リストラや正社員の道が閉ざされたワーキングプアの問題が出来てきました。これらの結果、勤労世代が本当の意味での国や地域を支える世代としての役割を、果たしたくても果たせない状態になるのではないかと危惧されてもおります。

このような社会保障制度維持の危機と、それをもたらした人口減少、人口ピラミッドの逆三角形化、そして、国内経済の悪化という諸問題に対しては、国、地方ともに種々の対策がとられています。例えば年金制度に対しては、年金受給水準の引き下げや年金受給年齢の引き上げ、定年延長や継続雇用制度の導入などです。年金受給層に勤労世代の負担の一部を担っていただくとともに、60歳代の皆さんには、年金を受け取る側から、できるだけ年金制度を支える側に回ってもらおうという施策で、年金制度への効果はもちろん、働き続けることで健康状態が保持され、医療保障制度への効果も期待されております。

しかし、この制度が導入されて、高齢者を継続して雇用し続ける企業の負担も大きくなり、人員の余剰感とも相まって、新卒求人が極端に減少するなどという現象も起きております。この制度が浸透し、順調に運用されていくためには、経済の活性化、企業業績の回復が不可欠です。

また、少子化への対策として、安心して子供を産み育てられるための各種の子育て支援策がとられていますが、この問題に対しても、まず、子育て世代が安心して子供を産み育てられる雇用の場や安定的な雇用形態、収入が確保され、経済的安定状態になるかどうか、子供をつくりたいと思わせ、出生数が回復するそもそもの第一の条件であると思われれます。

このように、安定した雇用を生み出す経済の活力が失われた状態では、いかなる施策もその目的どおり有効に働くことはできません。そのような時代背景のもと、全国の自治体では、地域経済活性化のために企業誘致、域内企業育成、定住促進、地域ブランドの確立、観光客誘致などの独自の施策に大きく力を傾注し始めるところが目立つようになってきました。そして、少子高齢化が著しい地域において、よりそのような動きが活発であるように感じられます。それは、少子高齢化を初めとした地域経済の沈滞によって、将来、財政破綻や行政サービスの低下を余儀なくされるのではないかとという危険に最前線でさらされているからであろうと思われれます。

このように、住民の幸せや、それを支える社会保障制度の健全な維持のために必要不可欠な基礎自治体による地域経済の活性化策がなかなか進まない原因として、危機意識の欠如や行政の産業振興に対するリーダーシップ、戦略、ビジョンの不在などが上げられております。また、許認

可や行政施策遂行のためのルーティン業務中心の他の業務と異なり、独自の戦略、ビジョンに基づき、考え方や実行方針を設定をしなければならない点、平等な支援ではなく、重点的な支援を行わなければ成果が期待できない点、さらには、仕事の間が専ら庁舎内や庁内ではなく、外に打って出る必要がある点など、業務の性質が異なる点も阻害要因となっているのではないのでしょうか。さらに、地域活性化や産業振興というくくりが現在の課の役割分担とマッチしておらず、各課にまたがり、戦略やビジョンを共有化して取り組むことが難しい点も上げられます。

幸いにも我が町では、原工業団地を初めとした企業誘致や住宅団地の分譲による定住促進が一定の成果を上げていますが、今後も引き続き成果を上げ続けることが求められています。他の自治体も同様の取り組みを、ないしは成果を上げるためには、既に成果を上げている自治体よりさらに進んだ取り組みで、限られた企業や人間を確保すべく努力してくるものと思われれます。

産業政策に成果を上げている自治体で共通して見られる点は、1つに、産業振興を政策課題のトップと位置づけ、ビジョンを明確にしている点、2つ目に、成長が期待される意欲ある個別企業を徹底的に支援することにより、結果として、企業成長による新規の雇用確保や地域の他企業への発注増、税収増を通じた地元産業と経済・財政の繁栄を目指している点、3つ目に、人材の育成と人的ネットワーク重視のソフト事業重視路線を選択している点、最後、4番目に、それらを実施する組織体制が整備されている点が上げられます。

経済産業省発行の市町村の産業振興に関するリーフレットにもこのように書かれております。国による公共投資や交付金、補助金等の余裕がなくなれば、これまでに積極的な産業振興策をとってきた基礎自治体と、反工業政策ないしは工業産業振興への無関心を続けてきた基礎自治体とでは、国からの移管財源を含めた自前収入の規模、及びその収入に基づく行政サービスの内容に格段の差が生じていくものと予想される。このリーフレットは少し前になりますので、多分、現在つくられるとすれば、生じていくというふうに言い切ったような表現になるのであろうというふうに思われれます。

このほかにも総務省発表のコメントにも同類のものが見受けられるなど、国は、冒頭にも述べました合併政策ともあわせ、基礎自治体の自立や住民サービス提供への自己責任、もっと直接的に言えば、国の管理下での全国一律の公共サービス提供体制の終えんをイメージさせるような発言を繰り返し続けているように感じられます。このように、産業振興を通じた自治体経営の考え方に意識を切りかえることが求められており、そのためには、まず地域活性化、産業振興に集中的に取り組むことが可能な組織体制の整備が重要と私は考えます。

そこでお尋ねをいたします。



1 番、交付税額決定の評価項目に自助努力を評価する性質のものが加えられているが、そのような動きをどのように受け取り、それに対してどのような対策を講じておられるのでしょうか。2 番目、福祉や教育など、従来よりの役割を果たし続ける上で、地域活性化がどのような影響を与えるとお考えでしょうか。3 番目、地域活性化に関連した各種施策の実施状況に関して、従来型業務と新たな業務が混在する現在の組織構成で、十分な効果が得られるとお考えでしょうか。4 番目、現在の地域活性化に関連した各種施策の実施状況は、外部ニーズの把握や地域特産品の売り込みなどについて、十分効果を上げる状況となっているのでしょうか。5 番目、このような地域活性化への取り組みを一手に引き受けるような、新たな課の設置の必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、お答えをよろしくお願いたします。

○副議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、交付税の決定の評価項目に自助努力を評価する性質のものが加えられているが、どのように考えて、どのような対策を講じているのかということでございます。お尋ねの件につきましては、頑張る地方応援プログラムという、意欲のある自治体を国が交付税などを通じて支援する、平成19年度から始まった制度であります。制度の趣旨は、魅力ある地方を実現するため地方独自のプロジェクトを地方みずから考えていくものであり、地方分権の流れに合致するものと考え、19年度と同プロジェクトの募集に対して、本町でも積極的に応募をしたところであります。

具体的な本町の取り組みとしましては、地域経営改革、地場産品発掘、ブランド化、少子化対策、定住、観光などのプロジェクトに対して、33の個別取り組みを計画、実施しております。ちなみに、これらに対する国の特別交付税措置は、平成19年度で3,000万円が配分されたところでございます。従来の交付税制度に行政施策を持ち込むことには基本的には反対ですが、御承知のように、財政の厳しい本町の状況で、何もしないで手をこまねいていけばいるほど、国からの措置が受けられない状況が生まれてまいります。従来の交付税制度とあわせて新しい制度を活用して、積極的に施策に取り組むことが必要だと考えております。

次に、福祉や教育など、従来役割を果たし続ける上で、地域活性化がどのような影響を与えると考えるのかということでございます。

福祉や教育を改めて考えてみますと、両方のスタンスには若干の差があろうとも、地域に密着しているといった点では共通のものと言えるでしょう。自助、互助、互恵の理念で語られる福祉、

いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習、コミュニティースクールなども地域社会と密接なかわりがあり、この部分は、俗に言う不易と流行の、不易の部分だと思います。変わらないということでございます。この基礎的な部分がなしには地域の活性化は語れないと考えます。逆に、時代の変化に素早く対応する流行の部分が、独自の企画、ビジョンなどを用いての戦略であると考えます。地域活性化を模索するに当たり、不易と流行の両輪で考える必要があります。双方のバランスがうまくとれなければ、施策の成就是、成熟は言いがたいと考えます。

3つ目の、地域活性化に関連した各種施策の実施状況に関して、従来型業務と新たな業務が混在する現在の組織で、十分な効果が得られるのかということでもあります。確かに、定住促進、地域活性化、産業振興など対外に戦略を展開する必要がある部署と、従来型業務を行う部署が混在しております。戦略やビジョンといった、ベクトルの共有化が今後ますます必要となると考えます。組織体制につきましては、十分に検討してまいりたいと思います。

次に、現在の地域活性化に関連した各種施策の実施状況は、外部ニーズの把握や売り込みなどについて十分効果を上げる状態となっているのかという御質問でございます。

外部ニーズの把握で成功したのが、企業の誘致や定住促進のための施策だと感じております。優良な企業を誘致し、雇用の確保に努め、住環境の整備にも一定の成果を上げています。民間活力を利用した住宅団地の分譲、定期借地権つき分譲地などです。昨年からは開始した福里団地第2期分譲については、17区画中9区画の契約がありました。この9件すべてが町外からの流入であります。これは、従来から取り組んでまいりました、福祉と教育の充実したまち南部町のイメージが功を奏したものと考えます。

また、南部町として外に情報を発信するためには、南部町の色を鮮明に出すことが必要になります。南部町産の特産物や素材、商品が代表的ですが、南部町をイメージできるもの、いわゆる地域ブランドと言われるものです。こういったPR戦略から始まり、雇用戦略、定住戦略、少子化戦略と流れることが、ひいては地域の活性化につながると確信をいたしております。

各種ニーズの把握については、まだまだ把握仕切れていないのが現状です。広くマーケットをリサーチすることが戦略の第一歩だと考えています。御承知のとおり、大栄西瓜は、遠くドバイまで輸出する戦略をとりました。本町でも、国内外を問わず、外へ打って出る必要があると感じています。先般行われた韓国男子プロゴルフ大会の開催を契機に、海外からのインバウンド客への戦略も模索中でございます。

次に、このような地域活性化への取り組みを一手に引き受けるような、新たな課の設置の必要性についてどのように考えるかということでございます。

窓口を一元化することと、現実には効果を上げることは別だと考えております。議員御指摘のとおり、行政事務は複雑に絡み合っており、1つの課を設置すれば解決するというようなものではありません。1人の力や1つの課で戦略を実行するのではなく、行政総体として全体のパフォーマンスが向上しなければ、機能不全を起こすと考えます。職員一人一人のモチベーションを再構築し、高め、共通の認識で、共通の目標に向かって取り組むことが必要だと確信をいたしております。御理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○副議長（秦 伊知郎君） 景山議員。

○議員（2番 景山 浩君） 一番伺いたいところは新たな課の設置の必要性ということなのですが、少し壇上の質問の前の方に返ってひとつ伺いたいということがございます。

福祉や教育政策、こういったものがありまして、それと同じように産業政策というものがあるというふうに、横並びの立場で考えられていたというふうに多分従来は思われます。ところが、先ほど壇上から質問させていただきました中身について、私もいろんなところを調べたりとかということになると、この福祉や教育という政策と産業政策というものは、福祉があって、教育があって、政策があるということではなくて、大きく言えば全部福祉なのかもしれませんが、医療ですとか、年金ですとか、介護ですとか、そういったいわゆる狭い意味の福祉と教育で、産業政策というのはどうもその下のベースの部分に位置づけられているというふうに、いろんな書き物、情報を読み取らせていただいたわけなんですけど、町長としてはその点についてはどのように感じになっていらっしゃいますでしょうか。

○副議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長。福祉や教育というのは、これは最も基本的な、基礎自治体が果たしていかなければならない重要な仕事であろうというように思っております。これを同時に、産業政策もこれは必要なことであります。いわゆる福祉や教育を支える、その根本となる産業というものが育っていなければ絵にかいたもちになるわけですから、非常に相関関係にあるというように思っております。ただ、我が南部町、長い歴史の中で、福祉や教育といった社会保障制度の最低のラインを支えるだけの産業基盤、産業というものが、過去から現在に至るまで十分なものが育ってこなかったということがございます。やっぱり日本国憲法のもとで全国一律に、一定水準以上の福祉や教育の社会保障制度の実現を地域で果たしていくためには、当然この地域産業の健全な発展というものがあってしかるべきなんですけれども、しかし、御案内のように、東京一極集中というようなこと、太平洋ベルト地帯に産業が集中し、過疎と過密といったさまざまな困難な課題を起こしておるといった、こういった戦後の国政の中で、どうしても産業政策という

ころに一つのまちで、あるいは一つの県で力を入れてみても、なかなか有効な手だてが打てなかったというのが実態ではないかなというように思って、俯瞰しておるところでございます。いずれも大切な課題ではありますけれども、実態がそのようになっておるところでございます。

○副議長（秦 伊知郎君） 景山議員。

○議員（2番 景山 浩君） 福祉、教育というのは基礎自治体が行う行政の中で最重要で、産業政策というのはそれを支える、これもやはり差異がつかないか、つくか、ちょっと考えの分かれるところですが、重要な部分であるという御発言をいただきました。私も全くそのとおりだろうなど。もし産業に特に力を入れる必要がなくても、福祉とか教育、そういったものが十分に確保できるのであれば、そんなに力を注ぐ必要はないとは言いませんが、できれば行政が余り手をかけない方がもしかしたらいい方面でもあるのかもしれないし、従来はそういったスタンスをとっておられるところが多かったというふうに思います。

ところが、2005年を人口のピークとした人口減少社会といわれるものは、今さら私が言うことでもないかもしれませんが、大体、戦後、国内人口というものが6,200から6,400万ぐらい、それが1億3,000万弱ぐらいに、約2倍までになる、こういった人口の伸びを背景をして、経済がどんどん発展をしてきた。そして、今後その反対に落ちていくという状態を、ただ単に裏返しになるのではないという、人口減少の恐怖というふうにどうも言われているようなんですが、若年層からどんどんふえていって、人口のふえに伴って、後から追いかけていろんな制度ができてくると。ですので、負担は常に軽く、いろんなものが求められて、後からできていくと。今度は減っていくときには、いろんな重たいよろいを着たまま体の方がやせ細っていくために、そういうものに耐えられない状態になる可能性がある。そして、まず減っていくのが年少者人口であると、もしくは勤労者人口であると。ですから、それがダブルでのしかかってくるという状況から、壇上の質問でも申しました、経産省のコメントではありませんが、相当大きな、自治体間での体力の差によるサービスの格差、こういうものが当然予想されております。夕張がぴったりこの例に当てはまることではないかもしれませんが、やはりそういうのが現実起きてきております。

そこで、従来の役場の仕事という観点と全く違ったような動き方をしている市町村が、今までどうもこの産業政策では成功してきております。いろんな新しい課題をまず検討して取り組むときに、きょうもいろいろ出ておりましたが、審議会とか、意見をいただく会を設けて、そこで皆さんの意見を伺っていくといったような姿勢と正反対の格好ですね。こういったことをやるのが一番成功率が高いというふうに決めをして、意見を伺うのではなくて、こちらからどんどん働き

かけていく。当然その働きかけをすることが可能なような人脈とか人間関係、対外的な信用、こういったものを備えたキーパーソンを育てていく、行政の中に。そういった取り組みをされたところが、大体にこの産業政策で成功をおさめられているようなところの特徴だろうというふうに思います。

そうでなくて多分取り組んでいると、こういう新たなことをやりますと、絶対にその職務が遂行されるという可能性はありませんし、思ったとおりにいかない方が、可能性の方が高いということで、大きなリスクを背負います。責任の所在が不明確になってきますと、だれもそういったことに手を出したくないといったような、そういった傾向があるということも言えるわけです。このキーパーソンとか、そういう冒険を許されるような組織を設置する、または人選をしていく、そして、長い目で育て上げていくといったような、そういう考え方について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長。いろんな考え方があるというように思っております。それから、我が南部町においては、そういう考え方を持つ職員が万一あれば、その考え方はだめだというようなことで抑えるのではなくて、積極的に自分の主張を上司に伝え、また、みんなを説得していくというような体制にはなっております。それが採用されるかどうかは、これはまた別な話なんですけれども、私としても、ぜひ既存の枠組みにとらわれないで、新しい考え方、新しい仕事の進め方というようなことについて、自己革新というんでしょうか、自己実現というんでしょうか、そういうことを果たしていただきたいというように願っております。

ただ、一番基本は、リスクを負うというような発想ですね。これは、確かに変わったことを言ったりしたりすればリスクは伴います。リストが伴う。私は、それは一定の範囲でやってみなければわからないわけですから、町全体の方針としてそういうリスクの一端を支えていくようなことがなければ、新しい提案や新しい仕事の進め方なんてものは出てこんわけですから、これは当然そのように支えていくわけですが、どうも景山議員のおっしゃっておられるリスクというのは、何かこうもっと大きなリスクのように聞こえました、ここではですね。まちのその仕組みを根本的に変えるというようなことを、そういうリスクを、従来型の住民の意見を聞いたり、いろんなことをしながら進めるのではなくて、カリスマ的にそういうことをやらせてみたらどうかというような、むしろそっちの方が成功しているよというようなことをおっしゃいましたので、リスクといっても、もっと大きな、私の考えているリスクよりも大きなリスクを認める、認めてやるようなことはどうかというぐあいによっておられるならば、私は、やっぱり行政の仕事とい

うのの根本というのを踏まえながら、そういうまたリスクのある仕事もしていくといっ言わざるを得ないわけです。

行政の仕事の根本というのは、基礎自治体の果たさなければならない根本というのは、やっぱり景山議員もおっしゃったように、社会保障制度や教育といったことをきちんとやるということであろうと思っております。そういうことを果たしながら、同時に産業政策といったようなものについても頭を働かせていかなければいけません。したがって、そういう基本が、地方自治体が果たさなければならない基本的なことを踏まえながら、そういうことを踏まえながらリスクを負った仕事というものも提案したり、あるいはみずから実践してみようというようなことについては同意できるというように思っておりますし、うちの職員も、そういう町の職員は、そういうことは十分踏まえて対応してくれるというように思っております。

○副議長（秦 伊知郎君） 景山議員。

○議員（2番 景山 浩君） 私が言いましたリスクと町長がお考えのリスク、もしかしたら私の方が大きいリスクのことを確かに言っているかもしれません。現在の町の産業振興の予算額、ちょっとはっきり金額は把握をせずにここに来てしまいました。余りその部分については大きな金額ではないだろうなというふうに思います。そして、多分、壇上でも言いましたもろもろのことを実現するためには、それでは到底足りないのではないのかなという気もします。しかし、これがほかの教育で学校を1つ新たにつくるとか、そういうことで費やされるお金のように、100万円だったら、100万円がすべて残らずその100万円の用途のもともとの目的どおりに使われるかどうかということに関しては、成果が上がるかどうかということに対するリスクというものは非常に高いとやはり言わざるを得ません。

そのリスクについては、やはりリスクの存在、確かに存在しているということ、そして、何でもこういったリスクを負って産業政策を進めていかないといけないのかということは、やはりこれは、もしそういった政策を選択するとなれば、議会はもちろんですが、町民の皆さんに説明をして、一定程度の理解を得られないことにはなかなか難しいという思いも当然しております。最終的には、社会保障制度や教育を守るためにその産業政策が活かされるのだということが理解していただけるかどうかということにかかっているのではないかなというふうには私も思います。

ところで、こういった産業振興策、最近、結構市民や町民所得に対する目標額というものを掲げて政策を立案、遂行しておられるようなところ、県もどうもあるようなんですが、今まで産業政策というのは余り数値目標というものが、企業数ですとか雇用数、定住数、そういったものがあってはいますが、直接的にそれがどういうふうにはね返って福祉や教育なんかを支えていける

のかということに関しては少しあいまいなところがありましたが、最近ではそういった住民の皆さんの所得なんていうものの向上、これを目標に掲げた政策というものが結構目立つようになってきております。

最後に、こういった政策に対してはどうお考えか、突然聞かれてちょっと困られるというふうには思いますが、そういった流れに関してはどういうふうを受けとめていらっしゃるか。そして、やはり私としては、そういったところまで考えながら、もし町政を方向を選択するとすれば、それなりの組織体制が必要ではないかな、リスクもテークする必要があるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長。所得水準を現在ここからここまで上げるんだというような目標を持ってさまざまな施策を展開していくということについては、これは決して異論があるところではございません。大いにそういうことにも学んで南部町もやればいいわけですが、正直言って、少し話が大き過ぎるわけでありまして。この南部町でそういう産業政策をやって、所得目標をここまでやるんだというようなことは、私の頭ではちょっと考えられません。やっぱり県だとか、中国道だとか、中・四国道だとか、そういうもうちょっと大きなくりの中で私は産業政策というのは果たされていかなければ効果がないのではないかというように思うわけです。

すなわち、午前中も道州制の議論がありましたけれども、重要港湾だとか、あるいは空港の整備だとか、あるいは新幹線だとか、そういうさまざまなインフラが一定程度整備されませんと、我が南部町の産業政策を語るにしても、語り切れんわけです。例えばその原工業団地のNOKでございますけれども、中国でつくった製品をどんなに境港経由で入れていただきたいということをお願いしているわけですが、現実には港湾あるいは通関といったものが整っていないということから、名古屋に入っているわけです。ですから、南部町がどんなに頑張っても、なかなか届かんところがあります。

ですから、もうちょっと国や基礎自治体の力あるいは仕事の役割、基礎自治体がもうちょっと力をつける、あるいは役割を見直しをする、それから、役割に見合った自治体の規模になるといったさまざまなことが連動しないと、この産業政策を語るということは、私は非常に南部町では困難ではないかなというように思っております。ただ、農業振興だとかさまざまなことについては、これは語れるわけですが、それを含んだ産業振興というようなことは、私の頭からいいますと、もっともっとすそ野の広い、広がった、ほかの地域も合わせた中でないと実現不可能だというように思って聞かせていただきました。

それから、それを行う課ということですが、議員さん方は、何か必要があれば、その課をつくってやれば解決するというようにお考えかも知れませんので、ちょっとこのことについて私の考え方を申し述べておきたいと思います。

一般的に町の職員は、いわゆる責任のある仕事をいたしております。担当ということでありまして。したがって、ある事務についてはAさんならAさんが担当で、あるいはAの課というのが担当であれば、Bの課やBさんは基本的に口を出さない仕組みになっております。ですから、そういう産業振興の課をつくれれば、その産業振興についてはA課とかAさんとかいう人が担当になって一生懸命頑張ってくれると思いますけれども、ほかの課の皆さんには、それは口を出したり仕事をすることは、これは越権行為になります。しないわけです。

しかし、さっきからの議論でありますように、産業振興というような大きな課題はあらゆる分野に広がっております。税制面ももちろんありますし、福祉の分野もある。教育の分野もある。いろんな分野がかかわっているわけですから、私はその課だけつくって何とかなるといふことにはならないというように思っているわけです。やっぱり組織全体のパフォーマンスが上がって、まちの目標として産業政策をやるんだというふうなはっきりした位置づけがなければ、そういう専門の課をつくってもなかなか効果を上げることは難しいのではないかと、このように思っているところです。そういうことで答弁とします。

○副議長（秦 伊知郎君） 景山議員。

○議員（2番 景山 浩君） インフラの未整備とか、そういったことで、例えばNOKさんが物を港に入れることが難しいというお話ございましたが、従来、県レベルぐらいで産業政策というのはやっておられて、市町村ではあんまり取り組まれてなかったんだらうなというふうには私も思います。そして、そんな港だとか空港だとか鉄道だとか、大きなもの、インフラを整備する力も、当然基礎自治体で持っているようなところというのはほとんどないんだらうと。

ただ、そういった状態でも基礎自治体が産業振興ということに力を入れ始めたというのは、国とか、例えば県とか、そういった大きなくりでやるのではなくて、その小さい基礎自治体の中の実情に合った産業政策というものが求められるということもありますし、何遍も言いますけれども、その基礎自治体の行政で提供するサービスの先行きが不安になったという、この2つの側面が非常に大きいんだらうなというふうに思います。ですから、何のために産業政策をやるのかによって、与えられた条件でどんなことができるということを選択するのか、しないのかということの方がより重要なんじゃないかなという気がします。

それと、課をつくれれば周りは口を出さないようになるというふうにおっしゃいましたんですが、



やはり町の政策課題の中の相当上の方に掲げないといけないのではないかなというふうに壇上から質問させていただきましたが、上の方に掲げるということになると、じゃあ1つの課だけで何とかなるといふふうには私も当然思っておりません。各課横断的に、ほとんど相当のエネルギーを注ぎ込んでいかないことには、こういった問題というのはなかなか実現ができないのではというふうには私も当然思っております。

どこら辺を目標に話を進めていくのかということに最終的にはなるとは思いますが、きょう午前中、1番の青砥議員の質問に対して、町長はまた決意を述べられました。今後この産業政策を町の政策課題の上位に位置づけていかれるかどうかということをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

○副議長（秦 伊知郎君） 藤友副町長。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。産業振興について、若干、最後でございますけれども、非常に重要な課題だということでお互いに認識はしておるわけでございます。県の方も、御承知のように、産業振興ということに、平井知事になりましてから特に力を入れて取り組みがなされておるといふ状況でございます。今、県でも産業集積について、そういった協議会をつくって、県内の各種業種、そういったことをそれぞれ指定をして、重点的に県下挙げて取り組みをやっていくという方針が出されておるところでございます。

町内の企業もそれぞれそういった指定をしていただいて、その中で一体的に取り組んでいくことをやっておるところでございます。今後また具体的な施策の展開だとか、新たな開発というようなことには直接的には結びついていない状況でございますけれども、これからそういったことで県の方でも重点的な取り組みという位置づけになっておりますので、また新たな展開ということも十分予想をしておるところでございます。そういったような取り組みを特に注視をしておるわけでございます。

本町についてもそういったことで、何といいますか、飛びつく、そういったような制度などがあって、全体的にそういったことが地域の基盤の整備、また企業の発展、そういったことに結びつくような状況は積極的に取り組んで、今後のまちづくりの一環として位置づけていきたいというふうな考え方もしておりますので、最後でございますけれども、ちょっとそういったことを申し述べておきたいというふうに思います。

○副議長（秦 伊知郎君） 景山議員。

○議員（2番 景山 浩君） 先ほど最後の質問にしようと思いましたが一番最後の部分について、町長、聞いていらっしゃるんですか。午前中の青砥議員の質問に答えて決意を表明されたわけ

ですが、この産業政策、これからの町政にとってどういうふうにしていこうという思いだということを一言で述べていただけたらというふうに思います。

○副議長（秦 伊知郎君） 坂本町長。

○町長（坂本 昭文君） 町長。福祉や教育、医療といったものを支える産業政策の重要性にかんがみまして、新しい町政の中においても、そういう位置づけで取り組んでいかなければいけないというように考えるところでございます。

○副議長（秦 伊知郎君） 景山議員。

○議員（2番 景山 浩君） 2回の質問の格好で、割ときれいな言葉でお話をさせていただきましたが、実際に倒産、失業があふれ返っている状況に、現在この地域がなってきております。行政の役割でこれをどうにかしようといってもなかなかできるものではありませんけれども、実際にこれ以上生活に困る方、破産をされる方といったような、そういった方がどんどんどんどんふえるような地域になれば、もう行政どころの話ではなくなるというようなことが十分に予想され得るような状況、水準になってしまっております。できる範囲ということが当然あると思いますが、行政が積極的にこの産業政策に取り組まれて、状況が少しでも改善することを願ひまして、またお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（秦 伊知郎君） 以上で2番、景山浩君の質問を終わります。

これをもちまして本日予定しておりました一般質問は終わります。

---

○副議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日24日は、定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をよろしく願ひいたします。御協力どうもありがとうございました。

午後5時25分散会

---